

田村市商業まちづくり基本構想

平成 21 年 3 月

田 村 市

ごあいさつ



平成17年3月1日、田村郡内旧5町村の合併により田村市が誕生して以来、新市建設計画の将来像であります「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～はつらつ高原都市田村市～」の実現に向けて取り組んで参りました。

しかしながら、少子高齢化が進むなかにあつて、将来にわたり持続可能な社会の実現を目指すためには、今後とも市民の皆様のご理解とご支援が不可欠であります。

田村市商業まちづくり基本構想は、日々の暮らしに欠かすことのできない小売商業の機能について、まちづくりの基盤である土地利用を踏まえ、小売商業の視点から将来のまちづくりを捉え、その指針を示そうとするものであります。

近年、市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考えが提唱されるようになっております。その背景にあるのは、長い歴史の中でその地域の核として形成されて来た「顔」であり、そこに住む人々の暮らしの拠り所であった地元商店街や中心市街地の衰退が、都市全体の活力の低下に繋がること懸念されるためです。

そこで、本構想では、車に過度に依存しなくても、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して行ける範囲に商店や公共施設等、日常生活に必要な機能が集まった、誰もが安心して快適に暮らせるコンパクトなまちづくりと、郊外への無秩序な開発を抑え、小売商業施設の集積を推進することにより、自然環境の保全と行政コストの増加を防ぐ、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを目標に掲げ、商業の振興に取り組むことといたしております。

本構想の策定にあたり、田村市商業まちづくり基本構想策定委員会委員長として2年間にわたりご尽力を賜りました福島大学准教授藤本典嗣様をはじめ委員の皆様へに深甚なる敬意と感謝の意を表し、ごあいさつといたします。

平成21年3月

田村市長 富塚 宥 暲

目 次

序 章 はじめに

- 1 商業まちづくり基本構想とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 商業まちづくり基本構想の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 商業まちづくりの基本目標

- 1 商業まちづくりの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 地域の特色を生かした商業まちづくりのイメージ・・・・・・・・・・ 9

第2章 小売商業施設適正配置構想

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 小売商業施設適正配置方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 商業まちづくり推進構想

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 商業まちづくり推進施策の方向
 - (1) まちなかへの居住促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (2) 各産業と連携・一体化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (3) 強い商店街の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (4) 公共交通の確保(利便性の高い交通システムの構築)・・・・・・・・・・ 28
 - (5) 買い物利便性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第4章 市民、小売業者、関係団体等とのパートナーシップの強化

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 各主体の役割と連携・協働
 - (1) 市と県の基本的な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (2) 市と各主体との基本的な役割と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

資 料 現状と将来予測

- 1 人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 産業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 小売業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 土地利用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 5 都市施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 6 策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 7 基本構想策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

序 章 はじめに

1 商業まちづくり基本構想とは

少子高齢化が進行する中、日常生活に欠かせない小売商業の機能について、本市の健全な発展と適正な商業機能の集積を図っていくためには、まちづくりの基盤である土地利用と将来にわたって持続発展する本市に相応しい商業機能の維持・再生に関する構想を定める必要があります。

この構想を商業まちづくり基本構想といい、小売商業の視点から見たまちづくりに関する構想です。

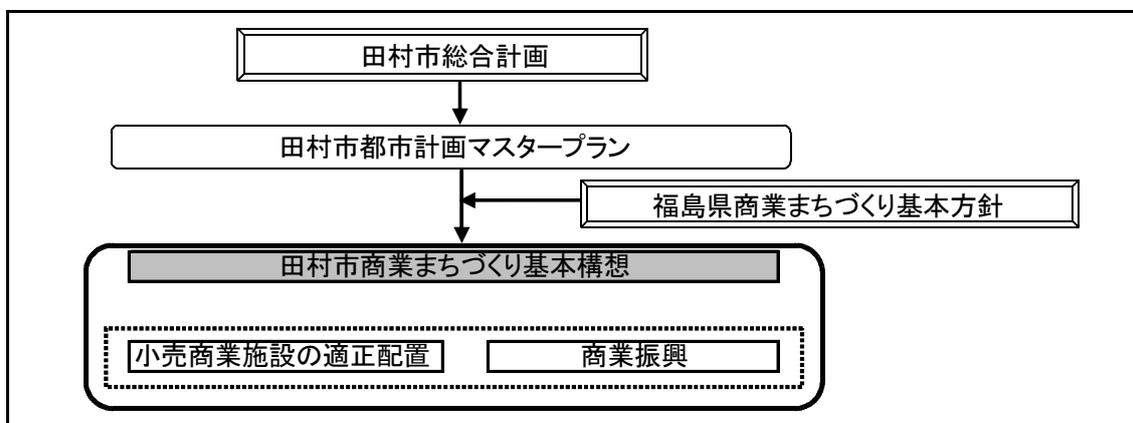
商業まちづくり基本構想は、福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成17年福島県条例第120号)により、“市町村は、商業まちづくり基本方針に基づき、市町村の区域内における商業まちづくりに関する基本的な構想を定めることができる。”という規定に基づき策定する構想です。

商業まちづくり基本構想は、少子高齢化や環境保全の観点に加え、田村地方5町村の広域合併のまちづくりの基本理念(クラスター方式によるまちづくり)を踏まえ、市全体としてのまとまりをもって“小売商業の視点から捉えた将来のまちづくりの指針”として策定されます。

(1) 商業まちづくり基本構想の位置づけ

本市においては、本市の将来のまちづくりの全体像を示す「田村市総合計画」とこの計画に即して、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画となる「田村市都市計画マスタープラン」が策定されています。

まちづくりは、商業のみで形成されるものではなく、総合的に進めることが大切であり、このことから、商業まちづくり基本構想は、これら計画に即し、相互に連携調整を図りながら、小売商業の視点での将来のまちづくりを明らかにするものです。



(2) 商業まちづくり基本構想の役割

商業まちづくり基本構想は、以下に示す役割を担います。

①小売商業施設の適正配置の実現

各地域の活力を保ちながら進めるまちづくりを実現するためには、豊かな自然環境や歴史・伝統の中で培ってきた特色ある地域の風土を踏まえて進めることが重要であり、このまちづくりに影響を及ぼす恐れのある一定規模以上の小売商業施設の立地について誘導する役割を担います。

また、まちづくりの整備に関する施策について、上位計画となる「田村市総合計画」、「田村市都市計画マスタープラン」と整合を図る役割も担います。

②総合的かつ計画的な商業振興策の推進

賑わいの創出、まちなか居住の促進、公共交通の確保に関する施策等、商業振興に関する各種施策について、総合的かつ計画的に推進していくための指針としての役割を担います。

③市民等と協働で実現する商業まちづくり

まちづくりの主体である市民、小売業者、関係団体等が商業まちづくりに関して共通理解を持ち、多様な主体が連携、協働しながら、商業まちづくりを進めるための方向を示す役割を担います。

2 商業まちづくり基本構想の概要

(1) 商業まちづくり基本構想の構成

商業まちづくり基本構想は、以下に示す構成とします。

①「商業まちづくりの基本目標」

本市の現況、将来の見通しや福島県商業まちづくり基本方針を基本に、本市に相応しい商業まちづくりの理念や目標と地域毎の特色を踏まえた商業まちづくりの将来像を明らかにします。

②「小売商業施設適正配置構想」

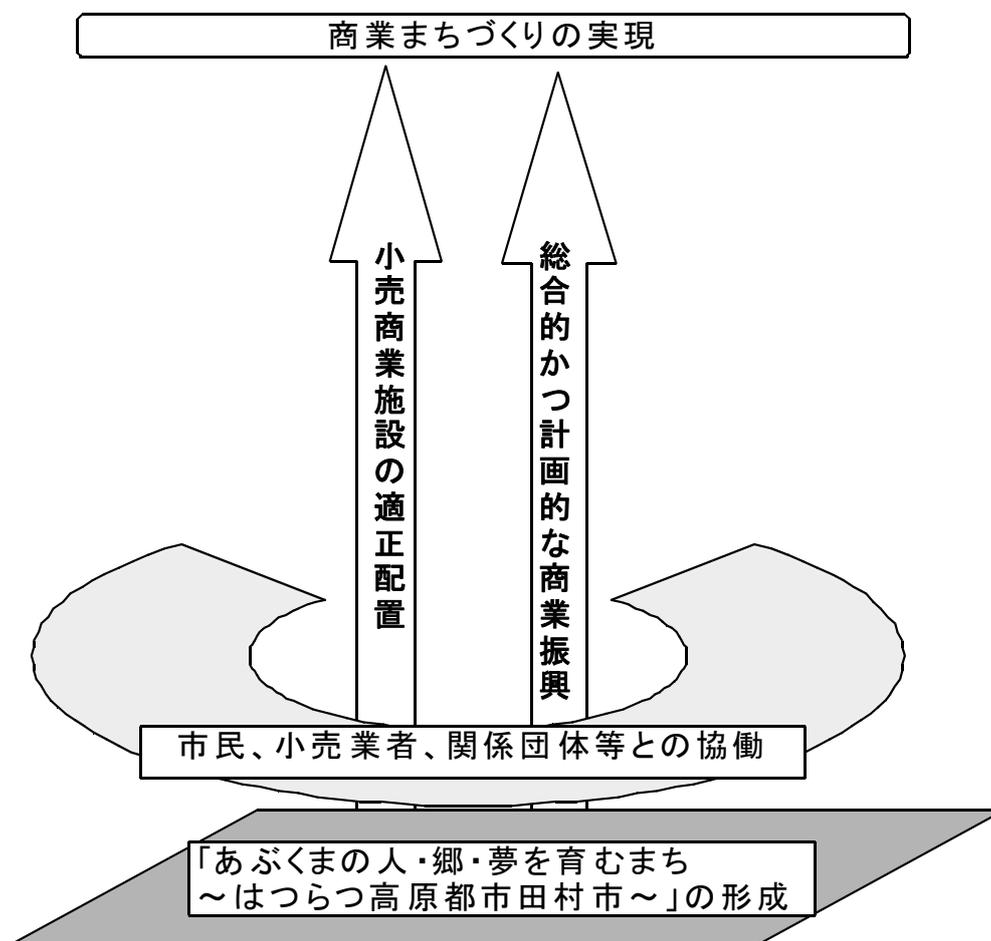
既存の「田村市都市計画マスタープラン」における地域別構想を基本に、小売商業施設の適正配置の基本的な考え方とその方針を定めます。

③「商業まちづくり推進構想」

商業まちづくり基本構想を具体的な商業まちづくりに反映させるため、その基本的な考えと施策の方向を定めます。

④「市民、小売業者、関係団体等とのパートナーシップの強化」

市民、小売業者、関係団体等と商業まちづくりについて共通意識を持ち、多様な主体により商業まちづくりに取り組むため、その基本的な考え方と各主体の役割と連携について明らかにします。



(2) 目標年次・将来フレーム

①目標年次

商業まちづくり基本構想は、上位計画となる「田村市総合計画」、「田村市都市計画マスタープラン」と整合を図った、“小売商業の視点から眺めた将来のまちづくり”を示す長期的な構想です。

このため、商業まちづくり基本構想の目標年次は、「田村市総合計画」、「田

村市都市計画マスタープラン」の目標（平成19年度からおおむね20年）と連動しますが、社会情勢の変化などを考慮し必要があればその時点で適宜見直しを行うこととしています。

②将来フレーム

商業まちづくり基本構想では、「田村市総合計画」において予測している平成33年の人口37,800人を、将来フレームとして想定します。

将来フレーム	<平成33年将来人口>	37,800人
--------	-------------	---------

第 1 章 商業まちづくりの基本目標

1 商業まちづくりの基本目標

(1) 商業まちづくりの将来像

豊かな自然環境や歴史・伝統の中で培ってきた特色ある風土をもつ5つの地域が、それぞれの個性を尊重しつつ集まって新しい市をかたちどっており、本市の主要な公益公共施設は、各地域の市街地にそれぞれ集積しており、商店街はその市街地に形成されてきました。

しかしながら、商店街においては、急速な少子高齢化が進む状況のもと、小売店舗は減少し続けており、特に、高齢者等の交通弱者にとっては、買い物利便性の低下が懸念されています。

このような中、多くの市民から、今後の地域での食料品や日用品など最寄品の買い物は居住地近くで、また、小売商業施設や公共施設については、利便性を高くするため、一定の範囲に集積したまちづくりの実現が期待されています。

一方、「田村市総合計画」においては、少子高齢化に対応したコンパクトシティの考えのもと、田村市の将来の都市像を

“あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～”

とし、それぞれの地域特性を活かしながら、自然と調和し、潤いに満ちた持続可能な都市を建設していくことを目指しています。

商業まちづくり基本構想では、「田村市総合計画」における将来像、市民の意向を踏まえ、商業の視点で目指すまちづくり像を設定します。

(2) 商業まちづくりの基本理念と目標

商業まちづくり基本構想では、商業まちづくり像を実現するため、商業まちづくりの基本理念と目標を以下の視点で設定します。

①商業まちづくりの基本理念

本市が目指す商業まちづくりは、行政のみの努力で実現できるものではなく、市民をはじめ小売業者、関係団体等がまちづくりの主役として相互連携しながら創り上げることで初めて実現できるものです。

この商業まちづくり基本構想では、急速に進む少子高齢化や既存の都市機能集積の状況等を踏まえ、“車”依存型社会から“人”中心社会へ転換し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現することを商業まちづくりの理念として掲げます。

商業まちづくりの基本理念

誰もが安心して暮らせるまちづくりの構築
（“人”中心のまちづくり）

②商業まちづくりの目標

- ◆ 誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、日常生活に必要な不可欠な小売商業施設について、身近な場所で最寄品を買い物することができるよう、自動車に過度に依存しなくても、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して行ける範囲に商店や公共公益施設等の日常生活に必要な機能が集積したまちの実現を目指します。
- ◆ 既存の社会資本の十分な活用により、郊外への無秩序な開発を抑え、また、生活環境や景観を含む自然環境を維持するため、環境への負荷をできるだけかけないまちの実現を目指します。

商業まちづくりの目標

- ・歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
- ・環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり

2 地域の特色を生かした商業まちづくりのイメージ

本市は、国道288号、国道349号を軸として、中山間地域の都市を形成してきており、今後も、各地域の特色を生かしつつ、有機的に結びつき、5つの地域が一体となって、商業まちづくりを形成していくことが望まれます。

この5つの地域がこれまで培ってきた歴史・文化を大切に育みながら、それぞれの地域の活力を引き出し、地域の発展可能性を開花させるため、各地域における商業に関するまちづくりの目標を次のように設定します。

■ 滝根地域

年間60万人の観光客が訪れるあぶくま洞や入水鍾乳洞、星の村天文台などの観光資源を生かし、観光客を地域商店街へ導き入れ、本市の観光交流の拠点となる地域に相応しいまちづくりを推進します。

あぶくま洞などの観光地を生かした
交流商業まちづくり

■ 大越地域

「いきいき白山会」、「牧野ひまわり会」、「田子屋地域づくり推進会」など、自然との共生に関して地域を先導する市民の主体的な取り組みのすそ野を広げ、地元商店街の魅力の向上と自然との共生によるうるおいのある商業まちづくりを推進します。

自然と共生する
魅力とうるおいのある商業まちづくり

■ 都路地域

豊かな自然環境と基幹産業となる農業を生かし、地域農業と商業とが一体となった地産地消の商業体系をもつまちづくりを推進します。

豊かな自然を守り、高齢化にも対応した
人・自然にやさしい商業まちづくり

■ 常葉地域

自然系のレクリエーションネットワークの主要な拠点となるカブトムシ自然王国や殿上山等の施設や美しい自然環境を活用し、観光客を地域商店街に導き入れ、山菜など地元特産品を生かした販売を進めながら、本市のレクリエーションの拠点となる地域に相応しいまちづくりを推進します。

美しい自然環境と市街地が調和する
自然と共生する商業まちづくり

■ 船引地域

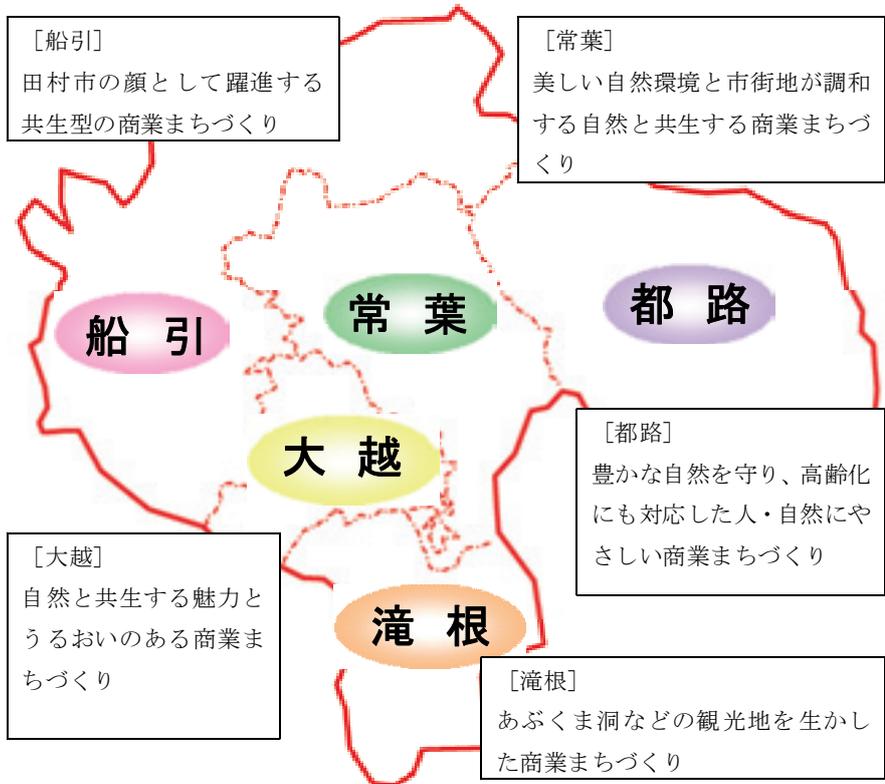
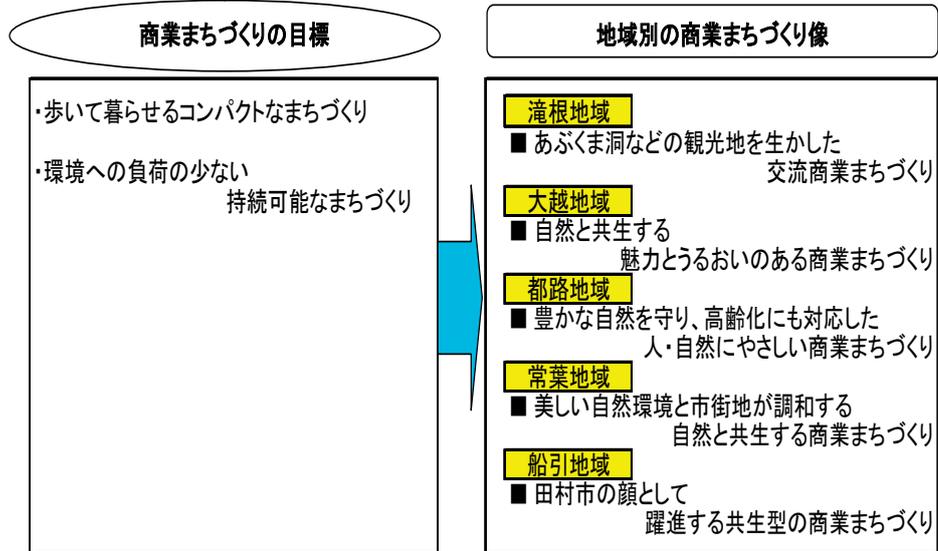
主要な交通網が結節する阿武隈地域の交通の要衝としての地理的条件を生かし、“歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり”により商店街の活性化を図り、本市の中核となる地域に相応しいまちづくりを推進します。

田村市の顔として

躍進する共生型の商業まちづくり

《《将来の都市像》》 あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～はつらつ高原都市 田村市～
 ～それぞれの地域特性を生かしながら、自然と調和し、潤いに満ちた持続可能な都市建設を目指して～

《《商業まちづくりの理念》》 誰もが安心して暮らせるまちづくりの構築
 ～「車」依存型社会から「人」中心社会への転換～



第 2 章 小売商業施設適正配置構想

1 基本的な考え方

人口、公共交通網、既存の商業集積、経済規模等の現状や将来の見通し、5つの地域の特色を踏まえ、上位計画となる「田村市総合計画」、「田村市都市計画マスタープラン」と整合を図り、日常生活に必要不可欠である食料品や日用品等の最寄品が身近な場所で買い物できるまちづくりを実現するため、小売商業施設の適正配置の基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 適正な土地利用の推進

まちづくりの基盤となる土地利用については、適切な市街地の形成を図るための都市的土地利用と良好な農村環境の維持、自然環境の保全等を図る自然的土地利用が調和した適正な土地利用を推進します。

①土地の効率利用

新たな小売商業施設については、土地利用の転換の不可逆性を踏まえ、低未利用地の有効活用、土地の高度化利用の促進を基本とします。

②環境に配慮した土地利用の推進

新たな小売商業施設については、土地利用の転換のための開発行為が過度とならないような環境負荷に配慮した土地利用を基本とします。

(2) 商業施設の適切な誘導

まちづくりにとって商業は必要不可欠の都市機能であり、ここに暮らす市民の生活環境や市の持続的な発展、近隣市町村のまちづくりに影響を及ぼしてはならないことから、近隣市町村のまちづくりや地域環境と調和が図られるような箇所に適切に誘導します。

2 小売商業施設適正配置方針

少子高齢化に対応した、コンパクトシティの考えのもと、既存の社会資本の有効活用を前提に、日常生活に必要不可欠である食料品や日用品等の最寄品が身近な場所で買い物できるまちづくりを実現するため、上位計画となる「田村市総合計画」、「田村市都市計画マスタープラン」と整合を図り、各地域に小売商業施設を誘導する区域（中心核と地域核）を設定します。

(1) 中心核

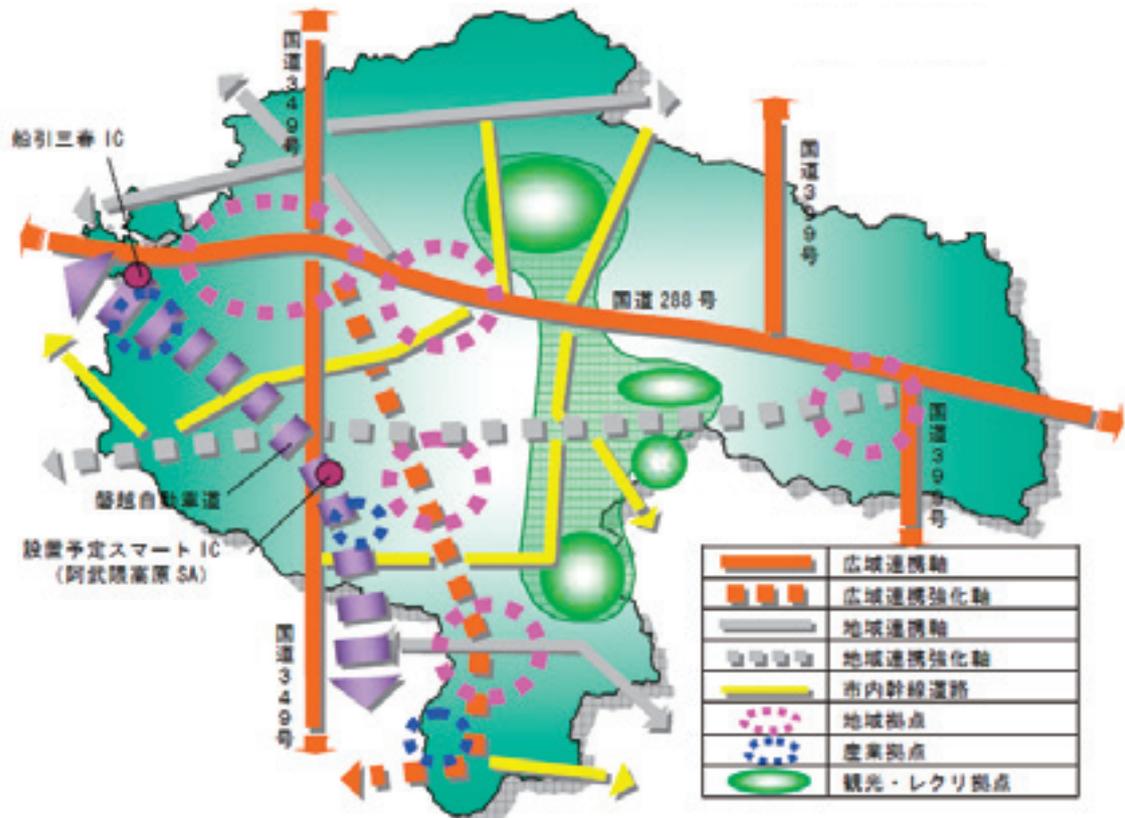
各地域の特色を生かしつつ、有機的に結びつき一体となって、商業まちづくりを形成していくため、各地域における地域拠点と地域拠点を広域連携軸、地域連携軸の結節点となる船引地区の市街地については、広域性のある商業集積の中心となるべき中心核とします。

(2) 地域核

滝根、大越、都路、常葉地域の市街地については、日常生活に必要不可欠

である食料品や日用品等の最寄品が身近な場所で買い物できるまちづくりを実現するための商業集積の中心となるべき地域核とします。

[将来の都市構想]



[中心核・地域核]



凡 例			
	都市的土地利用区域		自然公園ゾーン
	自然的土地利用区域		箱根自動車道
	集落環境整備ゾーン		主要道路
	観光・レクリ施設ゾーン		主要河川
	中心核		地域核

(3) 小売商業施設の立地

「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」に調和した小売商業施設の適正な配置を図る観点から、中心核、地域核毎にその基本とする立地場所と規模を設定します。

ただし、将来にわたって集落維持等を図るために必要な、小規模小売商業施設については、無秩序な開発による社会資本の整備や管理コストを増大させない場所で、かつ、土地利用に関する個別規制法と調整が図られた場所とします。

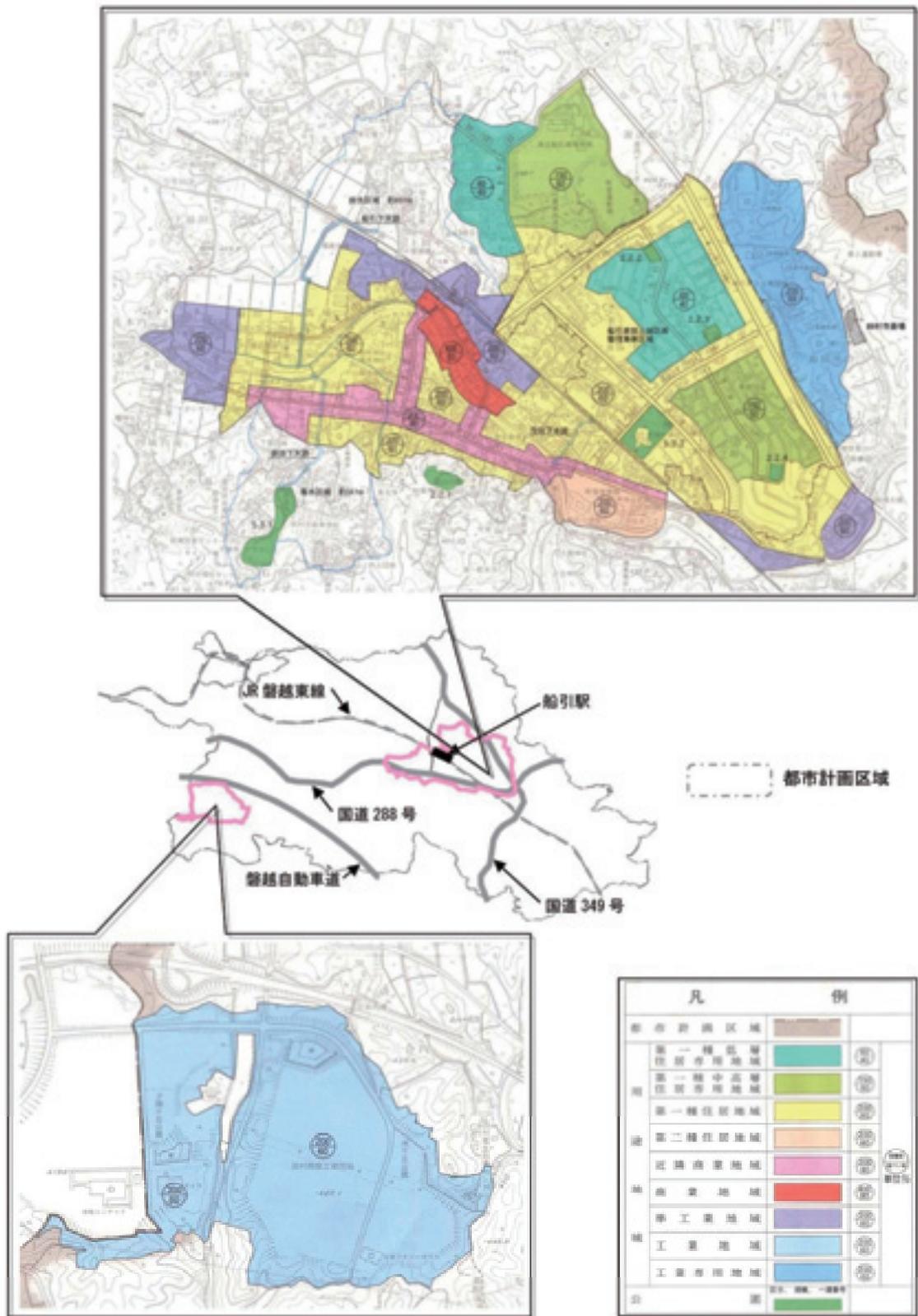
①中心核への小売商業施設の立地

中心核への小売商業施設の立地については、持続発展する本市のまちづくりを実現するため、都市計画法に定める近隣商業地域、商業地域の商業系の用途地域への立地を基本とし、用途地域別の床面積又は店舗面積を次のとおり設定します。

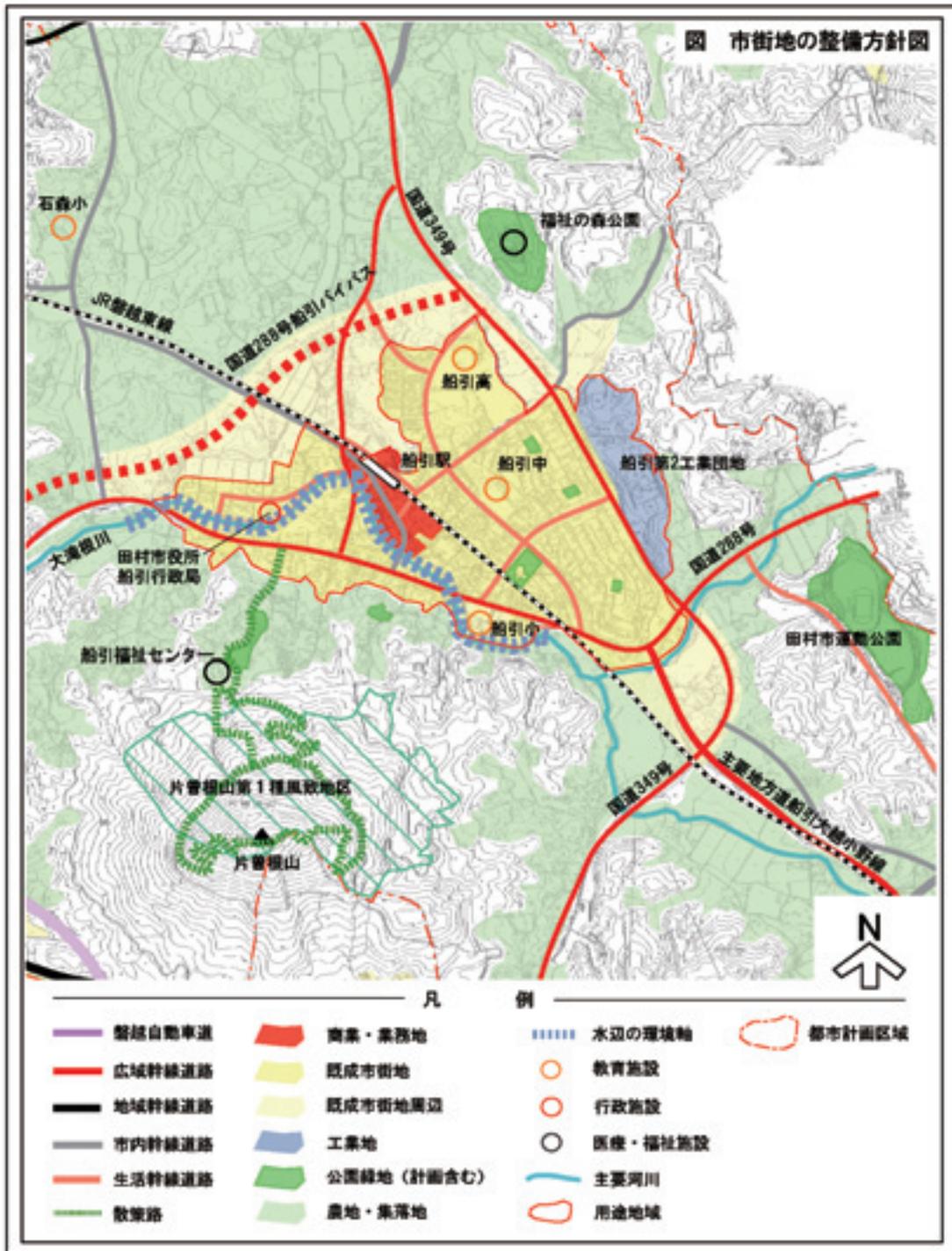
用 途 地 域	床面積又は店舗面積 (㎡)
第一種低層住居専用地域	兼用住宅で非住居部分の床面積 50㎡以下かつ延面積の1/2未満
第一種中高層住居専用地域	床面積 500㎡以下
第一種住居地域	店舗面積2,000㎡以下
第二種住居地域	店舗面積2,000㎡以下
近隣商業地域	店舗面積6,000㎡未満
商業地域	店舗面積6,000㎡未満
準工業地域	原則立地不可
工業専用地域	立地不可

船引地域都市計画用途地域図

図 都市計画用途地域図



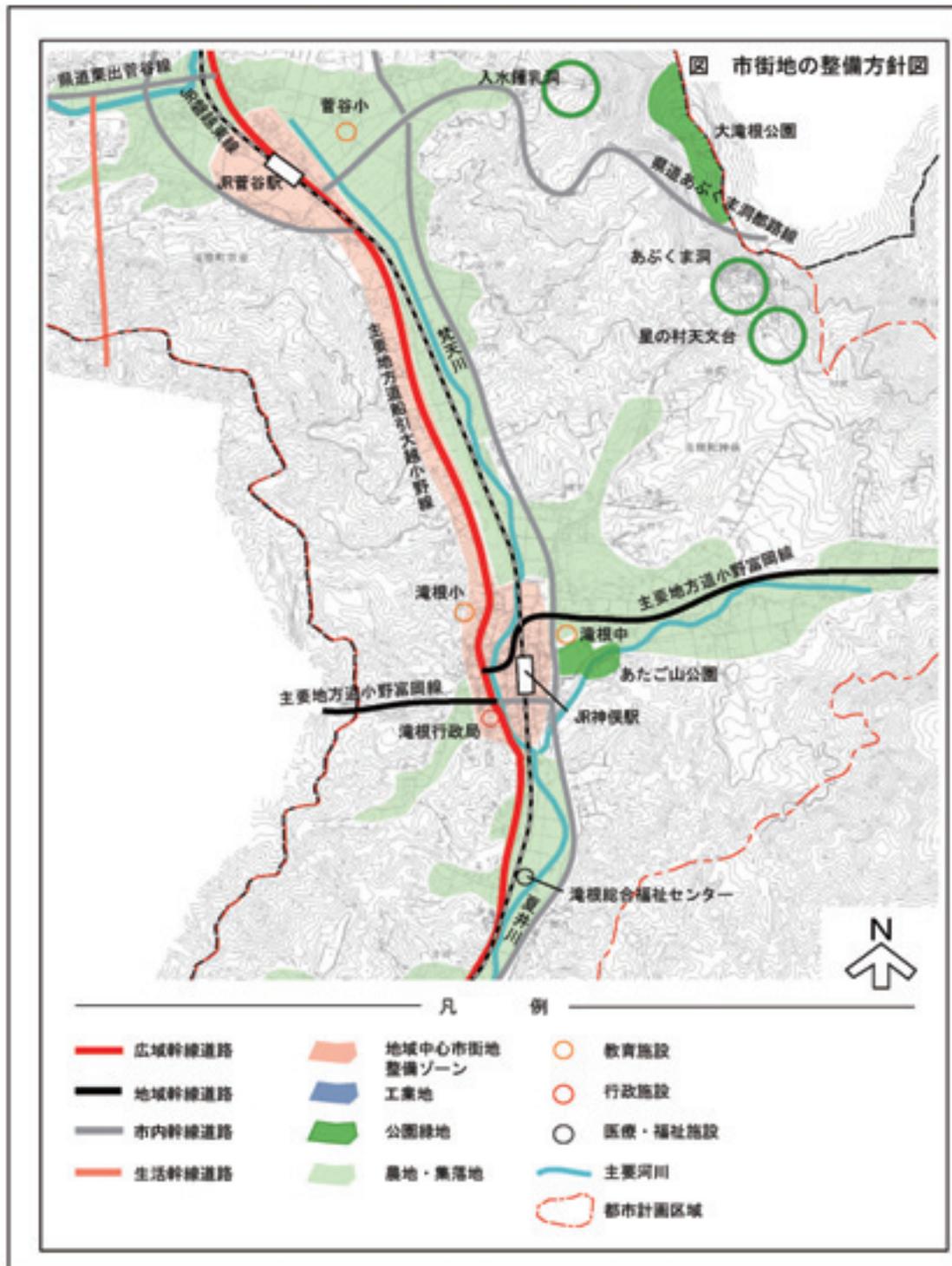
船引地域市街地の整備方針図



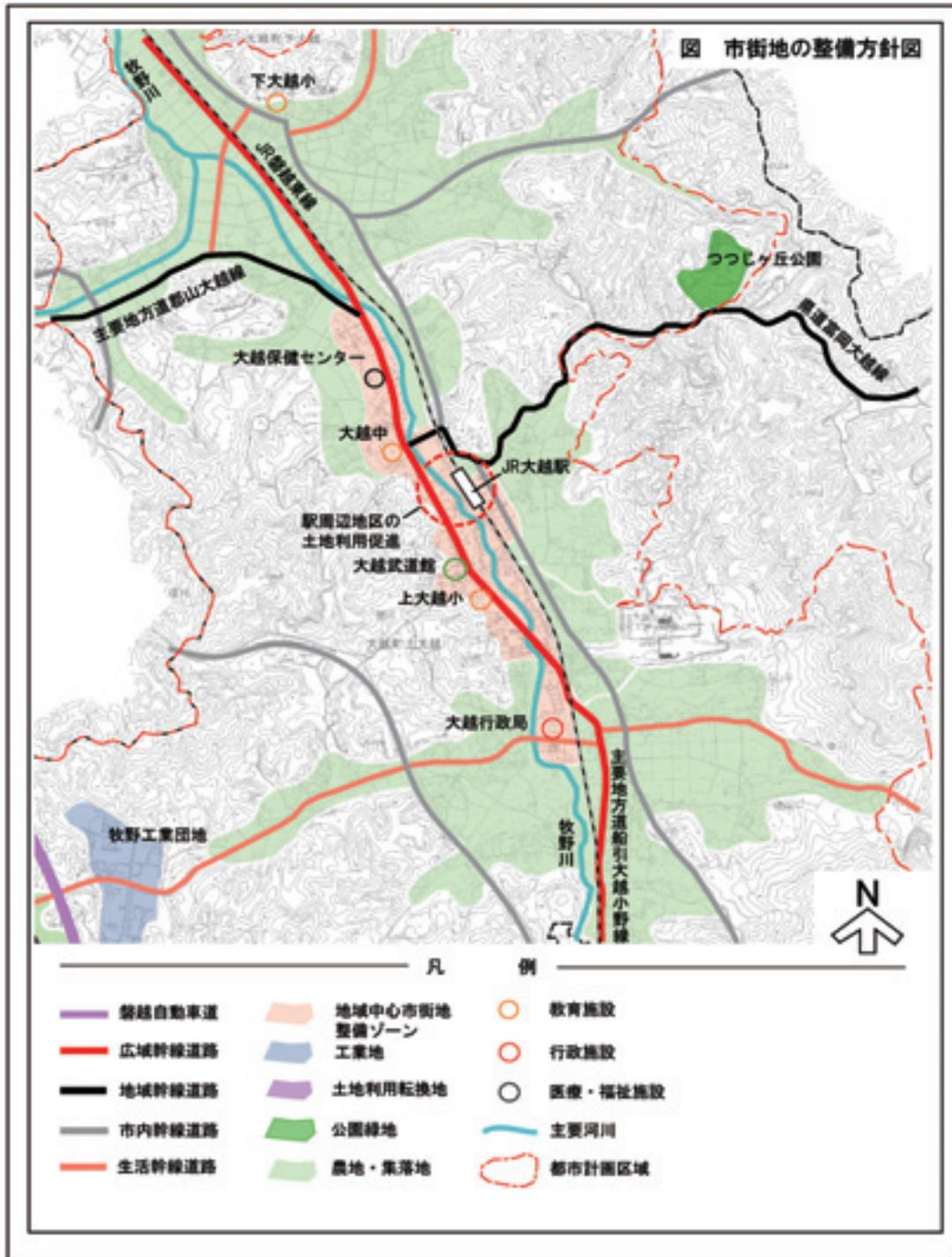
②地域核への小売商業施設の立地

地域核への小売商業施設の立地については、持続発展する本市のまちづくりを実現するため、「田村市都市計画マスタープラン」における地域別構想に示す地域中心市街地整備ゾーン内への立地を基本とし、その立地可能店舗面積は、原則として1,000㎡以下とします。

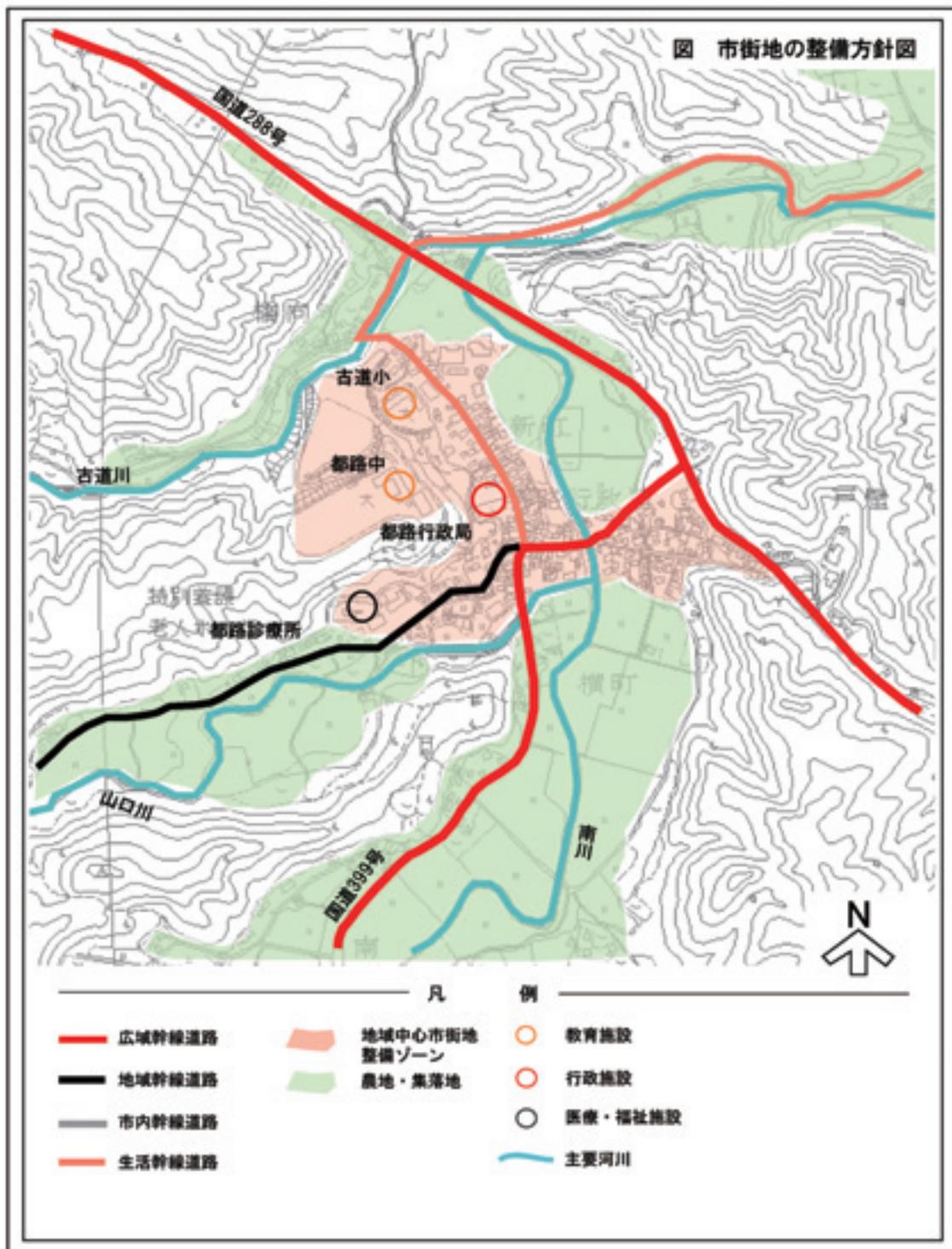
滝根地域市街地の整備方針図



大越地域市街地の整備方針図



都路地域市街地の整備方針図



(4) 小売商業施設の立地調整

本市のまちづくりに影響が大きい店舗面積が 1,000 m²超えの小売商業施設については、その立地について広域的な見地から調整することとし、その調整の仕組みを構築します。

第 3 章 商業まちづくり推進構想

1 基本的な考え方

本市商業が将来の各地域のまちづくりに、そして市民にとって、真に利便性が保たれ、必要とされる機能となることを目指すため、既存の商業集積と5つの地域の特色を踏まえ、その地域にふさわしい、地域に根ざした商業活動の充実を図るため、商業振興の基本的な考え方を次のとおり定めます。

2 商業まちづくり推進施策の方向

(1) まちなかへの居住促進

市街地内の居住人口の増加は、まちなかの賑わいを創出するなど、商業活動を充実させ、経済活動の活性化につながることから、コンパクトシティの考えのもと、まちなかへの居住促進を図っていきます。

(2) 各産業と連携・一体化の促進

本市の農産物等や観光資源を生かした、地産地消の商業体系を構築するなど、地域の特色ある異業種産業と商業との連携・一体化を促進し、地域に根ざした商業活動の充実を図っていきます。

(3) 強い商店街の形成

小売・卸業の経営者の高齢化、後継者の問題、経営の問題等、小売・卸業を取り巻く厳しい状況のもと、持続可能な足腰の強い商店街を形成するため、意欲的な経営者や後継者の発掘、育成を促進するとともに、まちなかで一度に複数の買い物ができるような商業集積を目指し、空き店舗の利活用を推進していきます。

(4) 公共交通の確保(利便性の高い交通システムの構築)

少子高齢化が進行する中、自動車中心の社会において、移動が制約される高齢者や子ども、障がい者等が公共交通機関等を利用して容易に日常の買い物ができるよう、交通サービス等新たな交通システムを検討し、誰もが安心して買い物ができる移動環境の整備を推進していきます。

(5) 買い物利便性の向上

少子高齢化の進行に伴う“まちなかでの買い物のワンストップサービス化”やIT化の進展に伴う“購買手段の多様化(現地購入から在宅購入へ)”が期待される中、「田村市都市計画マスタープラン」に基づく市街地整備と連動し、安全で快適な歩行空間の形成や買い物が容易にできない高齢者等に対する宅配サービス等買い物の利便性を向上するための施策を検討し、推進していきます。

[商業まちづくり推進施策体系]

地域にふさわしい、地域に根ざした商業活動の充実

まちなかへの居住促進

各産業と連携・一体化の推進

強い商店街の形成

公共交通の確保（利便性の高い交通システムの構築）

買い物利便性の向上

第 4 章 市民、小売業者、関係団体等との パートナーシップの強化

1 基本的な考え方

地方分権が進む中、本市が自律した自治体経営を確立し、本市にふさわしい商業まちづくりを形成するためには、市、市民等が自らの判断と責任・選択のもとに、きめ細やかな施策を展開することが重要です。

こうした施策を展開するためには、市と市民、商工団体、商業者（以下「市民等」という。）それぞれが主体的な役割を担い連携し、協働で地域の個性や特色に応じて実行することが必要であり、市と市民等がその役割を認識しながら、商業まちづくりを進めていくため、各主体の役割とその連携・協働の基本的な考え方について、次のとおり定めます。

2 各主体の役割と連携・協働

(1) 市と県の基本的な役割

商業まちづくりは、住民に最も身近な自治体である市が市民等との協働により推進するものであり、市は主体的に商業まちづくりを行い、県は、市の商業まちづくりを支援する役割を担います。

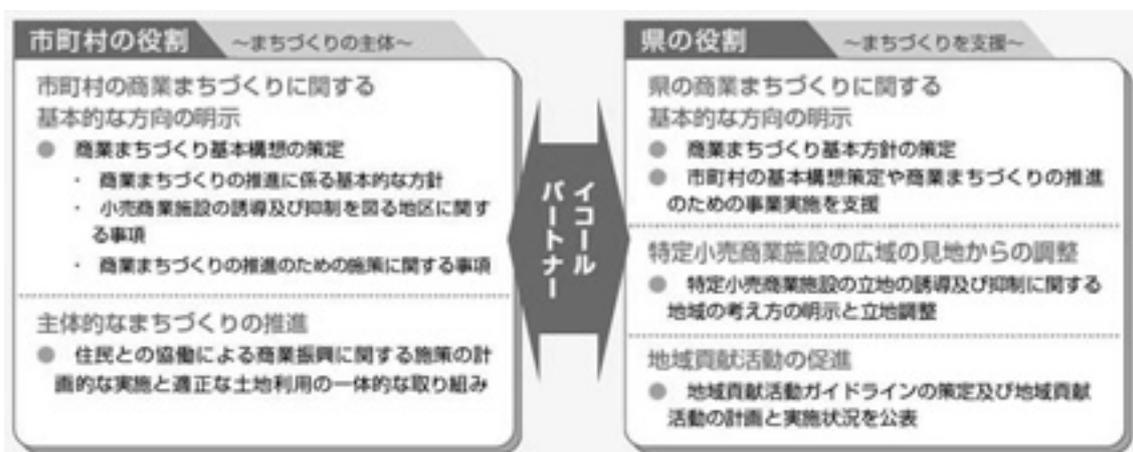
①市の役割

市は、周辺の市町村のまちづくりにも配慮しながら、市民等の意見を踏まえ、県の商業まちづくり基本方針に基づき基本構想を策定し、当該基本構想に基づき、小売商業施設の適正な配置を図るとともに、商業振興に関する施策を計画的に実施するなど、主体的に商業まちづくりを推進します。

②県の役割

県は、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の推進と調和した小売商業施設の立地を促進するため、複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす特定小売商業施設（店舗面積6,000㎡以上）の立地について基本的な方針を示すとともに、福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成17年福島県条例第120号）に基づき広域的な見地から特定小売商業施設の適正な配置を図ることにより、市町村が行う商業まちづくりを支援します。

《商業まちづくりにおける市町村と県の役割》



(2) 市と各主体との基本的な役割と連携

本市にふさわしい商業まちづくりを実現するためには、自らが主体的に商業まちづくりに取り組むための土台と多様な主体が連携するための仕組み、そして、そこで生活し消費者でもある市民の参画が必要であり、市は、地域の市民等が商業まちづくりについて共通の将来像とその方向性を持って、商業まちづくりに取り組むことができるよう基本構想等を策定し市民等に示し、市民等は、お互いに協力し、パートナーシップに基づく商業まちづくりを推進する役割を担います。

①市の役割

市は、市民等と行政とがそれぞれの役割を確認しながら、共通の商業まちづくりの将来像とその方向性について共通の認識のもと、商業まちづくりに取り組むことができるよう基本構想を策定し、当該基本構想を市民等に示し、今後策定を予定している「商業まちづくり地域計画」の策定、実施、点検、見直し等への市民等の参加を促進していくなど、協働の商業まちづくりへの仕組みを構築・実行するための役割を担います。

②各主体の役割

市民等は、市が策定する基本構想に基づき、地域の個性や特色に応じた「商業まちづくり地域計画」の策定、実施、点検、見直し等への参画など、地域の重要な構成員として行政と協働して商業まちづくりを推進する役割を担います。

ア 市民の役割

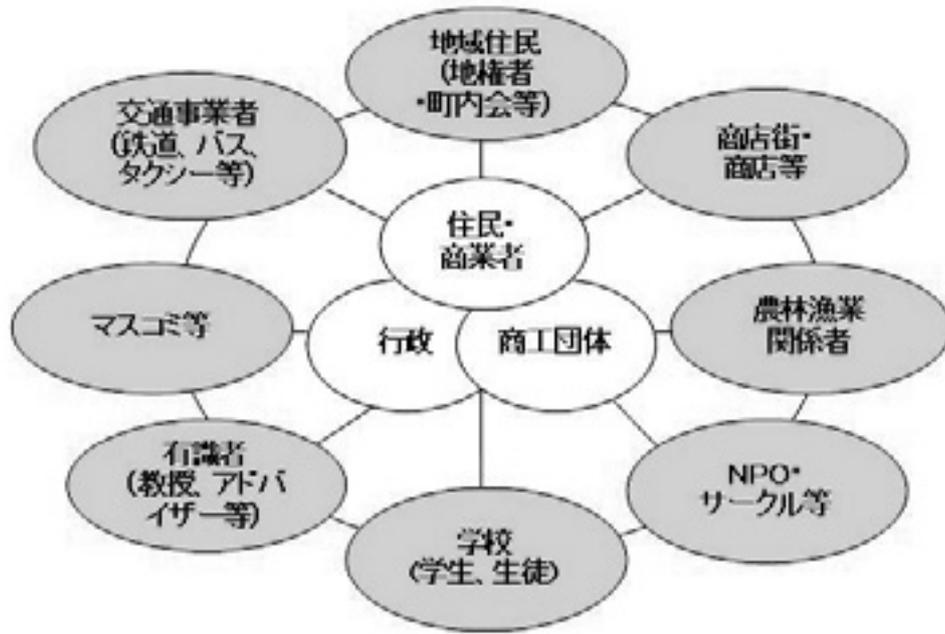
市民生活に密着した産業となる小売商業を必要不可欠な都市機能として捉え、行政、商業者との連携による商業まちづくりの活動や地域商業の振興に関する活動等への理解と協力に努め、協働の商業まちづくりを実現するための大切な構成員としての役割を担います。

イ 商業者の役割

消費者にその利便性を提供できるよう、顧客ニーズを捉えた対応や商店街などと連携した取り組みにより、まちなかの賑わい創出に取り組むなど、必要不可欠な都市機能であるという意識のもと、市民、商工団体と協働で実現する商業まちづくりを推進する重要な産業としての役割を担います。

ウ 商業団体の役割

市民生活に密着した産業となる小売商業について、将来にわたって安定的かつ持続的に、その利便性を提供できるよう、タウンマネージャー等の人材育成や確保、また、長期的な視点での商業者の育成や確保等、地域の商業者とともに、行政と協働して商業まちづくりを推進する中心的な役割を担います。



資

料

1 人口の状況

(1) 人口規模

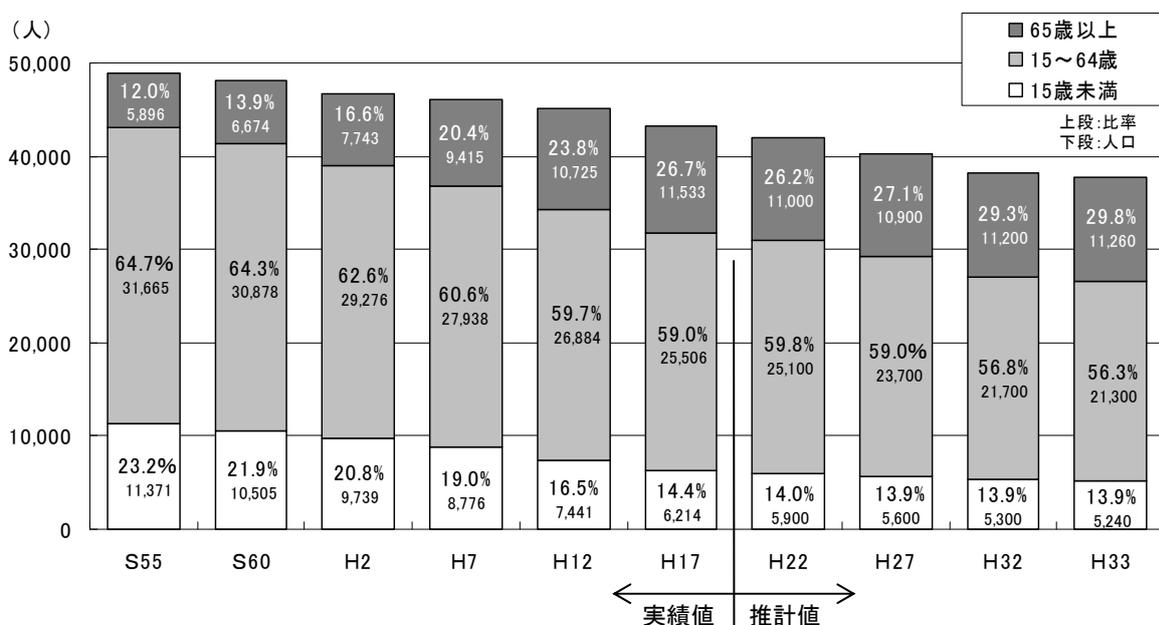
本市の総人口は減少しており、将来推計によると平成32年には40,000人を下回ることが予測されている。

年齢別の予測内訳をみると、15歳未満及び15歳～64歳の人口は減少しているが、65歳以上の高齢者人口は増加している。高齢化率については、平成12年には23.8%と超高齢社会に突入しており、平成17年には26.7%と全国平均値20.1%を上回っている。また、平成33年には市民の約3人に1人が高齢者という状況が予測されている。

■ 田村市の人口推移と予測

(単位:人)

		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H33
人口	15歳未満	11,371	10,505	9,739	8,776	7,441	6,214	5,900	5,600	5,300	5,240
	15～64歳	31,665	30,878	29,276	27,938	26,884	25,506	25,100	23,700	21,700	21,300
	65歳以上	5,896	6,674	7,743	9,415	10,725	11,533	11,000	10,900	11,200	11,260
	合計	48,932	48,057	46,758	46,129	45,050	43,253	42,000	40,200	38,200	37,800



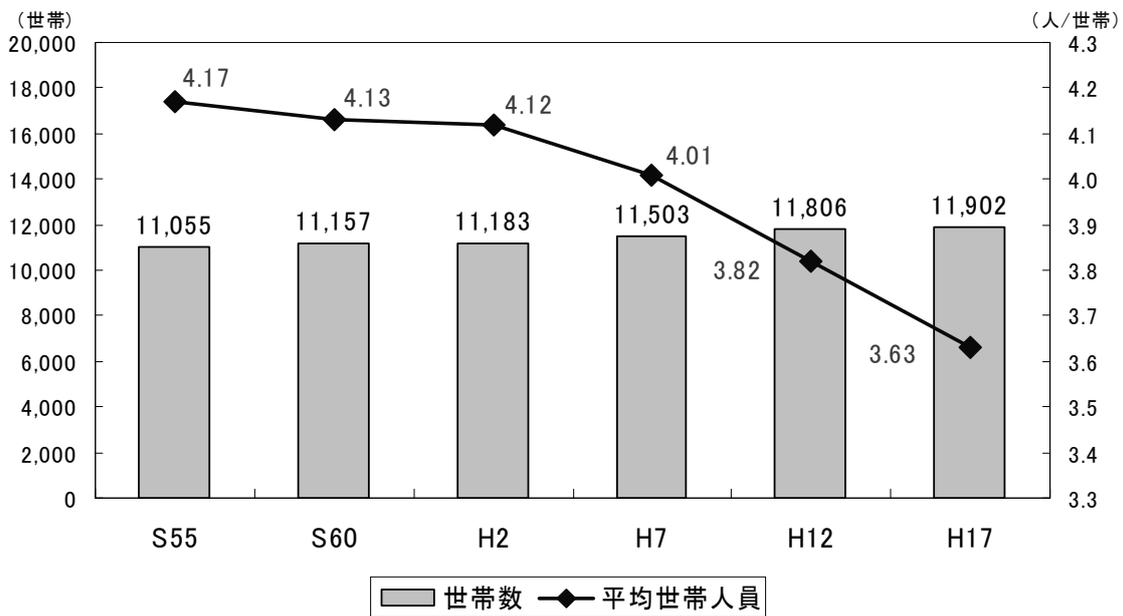
<資料: 田村市総合計画>

(2) 世帯数

平成19年10月1日現在の本市の世帯数は12,365世帯であり、増加傾向にある。しかし、人口は減少しているため、1世帯当たりの平均世帯人員は毎年減少しており、現在では1世帯当たりの平均世帯人員は3.5人という状況である。

■世帯数及び1世帯当たりの人数の推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H17
世帯数 (世帯)	11,055	11,157	11,183	11,503	11,806	11,902
平均世帯人員 (人/世帯数)	4.17	4.13	4.12	4.01	3.82	3.63

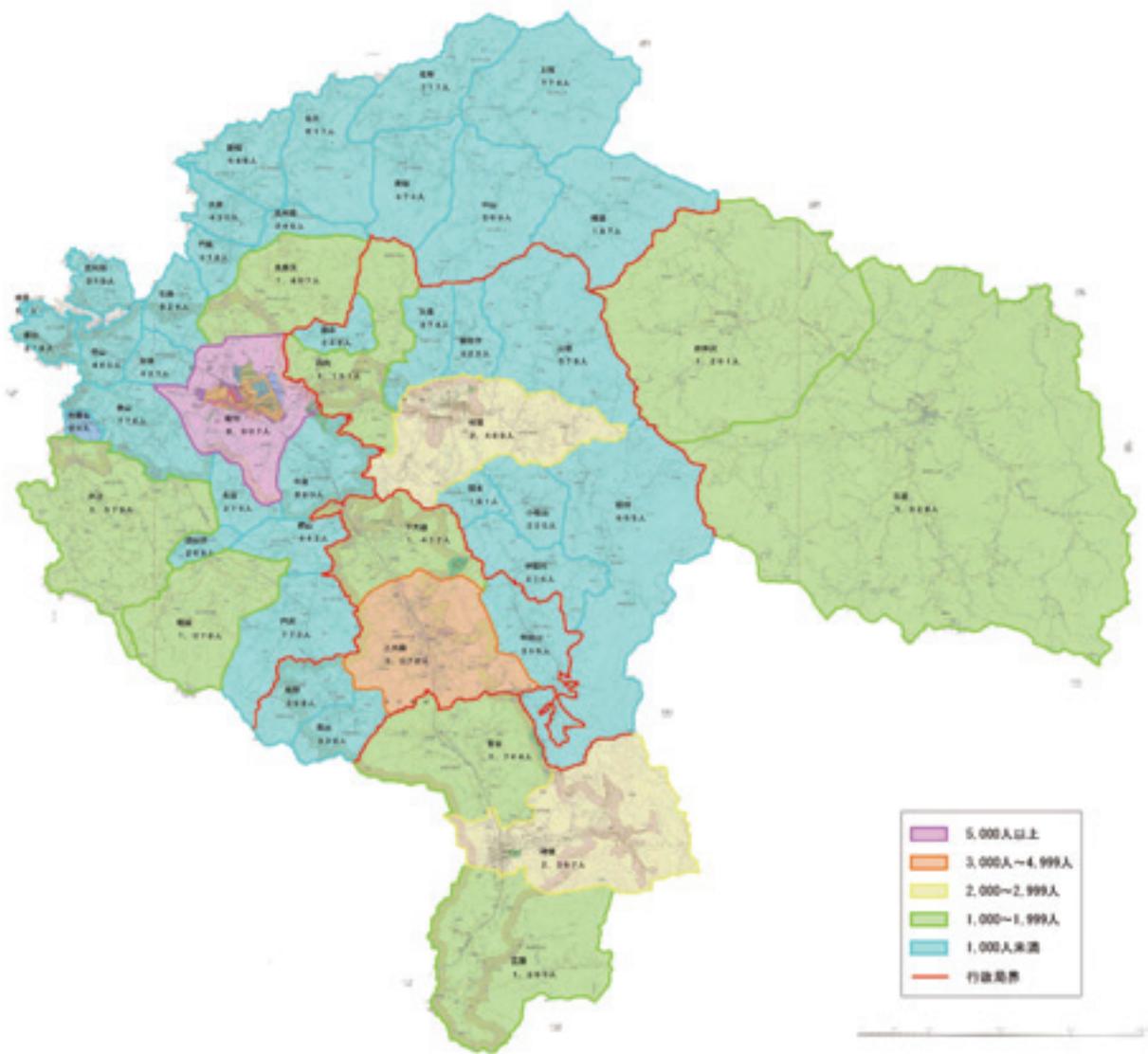


<資料：国勢調査>

(3) 人口の分布状況

本市の人口の分布状況を大字ごとに見てみると、船引の人口が最も多く、次に上大越となっている。都路地域を除く他の地域においては、人口が集中している地域があることがわかる。都路地域においては大字の範囲が広いため、分散しているが古道地区の人口が多い。

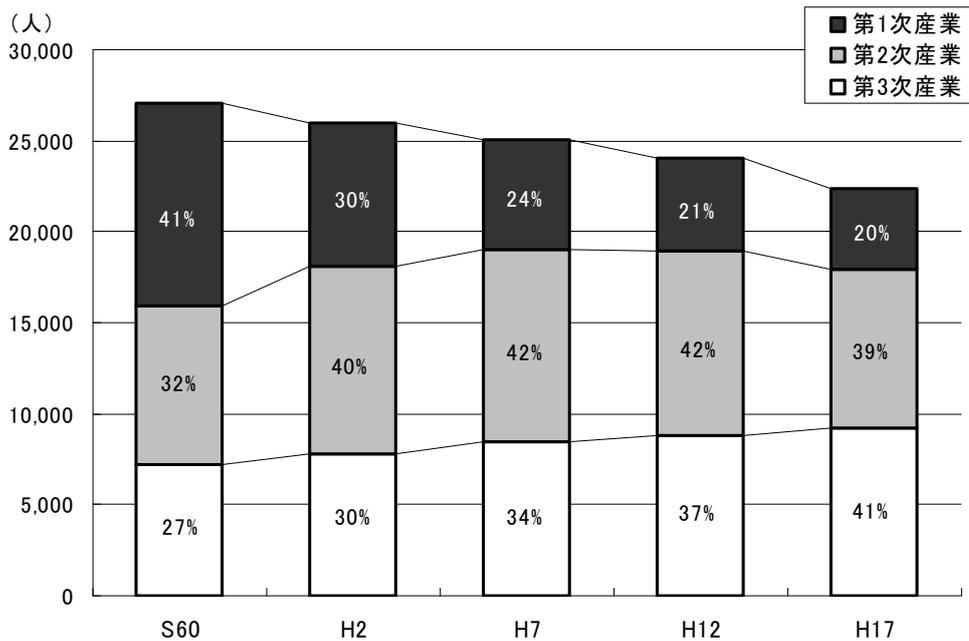
■人口分布図



2 産業の状況

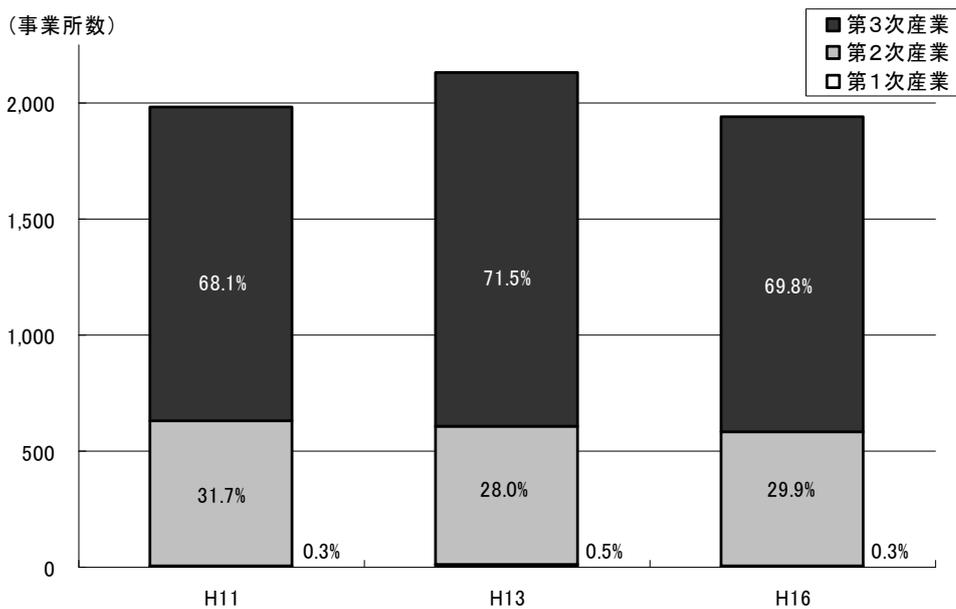
本市の産業の状況を産業分類別就業人口の推移で見ると、5年ごとの調査で、毎回約1,000人程度減少している。また就業人口の内訳では、農林漁業である第1次産業は大幅に減少しており、鉱業、製造業等の第2次産業は平成7年をピークにゆるやかに減少している。小売やサービス業等の第3次産業は毎回2~3%程度増加しており、平成17年には最も就業人口が多い産業となった。また、事業所数については、総数は増減しているが平成16年が最も少なく減少傾向がうかがえる。

■産業分類別就業人口の推移



<資料：国勢調査>

■産業分類別事業所の推移



<資料：事業所・企業統計調査報告>

3 小売業の状況

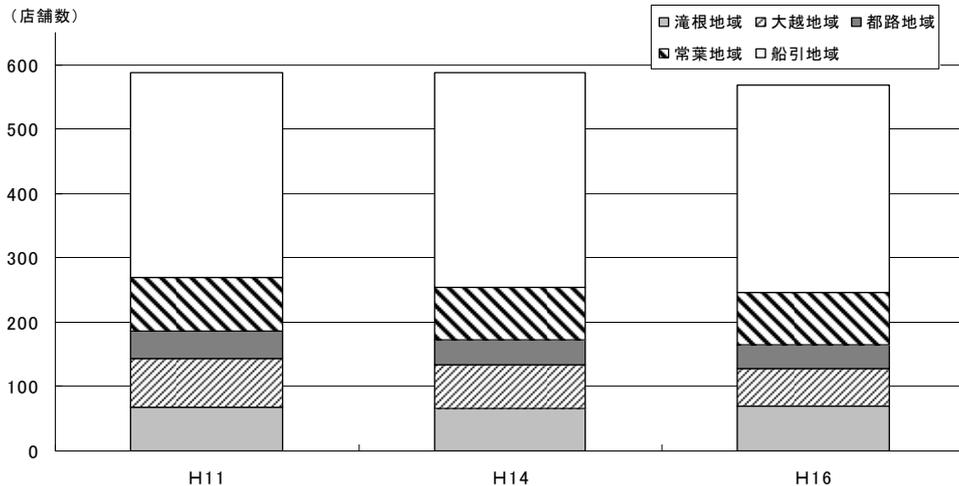
(1) 店舗数の状況

① 田村市全体の店舗数の状況

店舗数は市全体で減少しており、過去3回の調査で増減の変化が見られるのは滝根・船引地域のみであり、船引地域においては平成14年に増加しているが、平成16年には減少している。平成16年に増加に転じているのは滝根地域のみであり、他の地域では減少が続いている。小売業の分類的には大きな変化は見られないが、各種商品の小売業が増加傾向にあり、他の小売業は横ばいもしくは緩やかな減少傾向にある。

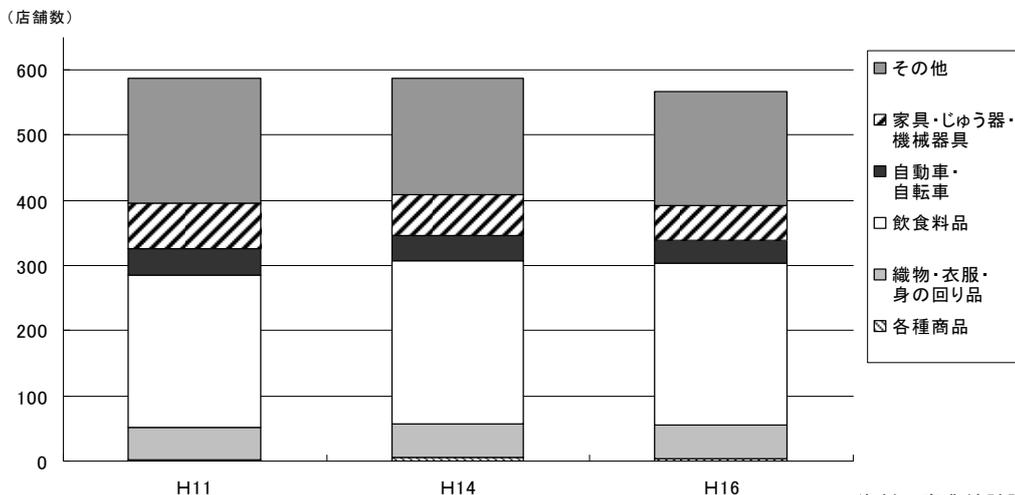
■ 店舗数の推移

	滝根地域	大越地域	都路地域	常葉地域	船引地域	計 (田村市)
H11	67	76	44	83	317	587
H14	66	68	39	82	332	587
H16	70	59	36	82	321	568



■ 店舗数の内訳

	各種商品	織物・衣服・身の回り品	飲食料品	自動車・自転車	家具・じゅう器・機械器具	その他	小売業計
H11	1	51	234	40	69	192	587
H14	5	52	251	39	61	179	587
H16	4	51	249	35	53	176	568



<資料：商業統計調査>

《参考資料》

◇商業統計調査の小売業の分類

各種商品小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 百貨店、総合スーパー ・ その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
織物・衣服・身の回り品小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呉服・服地・寝具小売業 ・ 男子服小売業 ・ 婦人・子供服小売業 ・ 靴・履物小売業 ・ その他の織物・衣服・身の回り品小売業
飲食料品小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種食料品小売業 ・ 酒小売業 ・ 食肉小売業 ・ 鮮魚小売業 ・ 野菜・果実小売業 ・ 菓子・パン小売業 ・ 米穀類小売業 ・ その他の飲食料品小売業 <ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る） 牛乳・飲料・茶類小売業 料理品小売業 他に分類されない飲食料品 小売業
自動車・自転車小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車小売業 <ul style="list-style-type: none"> 自動車（新車）小売業 中古自動車小売業 自動車部分品・附属品小売業 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む） ・ 自転車小売業
家具・じゅう器・機械器具小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家具・建具・畳小売業 <ul style="list-style-type: none"> 家具小売業 建具・畳・宗教用具小売業 ・ 機械器具小売業 <ul style="list-style-type: none"> 電気機械器具小売業 その他の機械器具小売業 ・ その他のじゅう器小売業 <ul style="list-style-type: none"> 金物・荒物小売業 他に分類されないじゅう器小売業
その他の小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品・化粧品小売業 <ul style="list-style-type: none"> 医薬品小売業（調剤薬局を除く） 調剤薬局 化粧品小売業 ・ 農耕用品小売業 ・ 燃料小売業 <ul style="list-style-type: none"> ガソリンスタンド 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く） ・ 書籍・文房具小売業 <ul style="list-style-type: none"> 書籍・雑誌・紙・文房具小売業 新聞小売業 ・ スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 <ul style="list-style-type: none"> スポーツ用品小売業 がん具・娯楽用品小売業 楽器小売業 ・ 写真機・写真材料小売業 ・ 時計・眼鏡・光学機械小売業 ・ 他に分類されない小売業 <ul style="list-style-type: none"> たばこ・喫煙具専門小売業 花・植木小売業 中古品小売業 他に分類されないその他の小売業

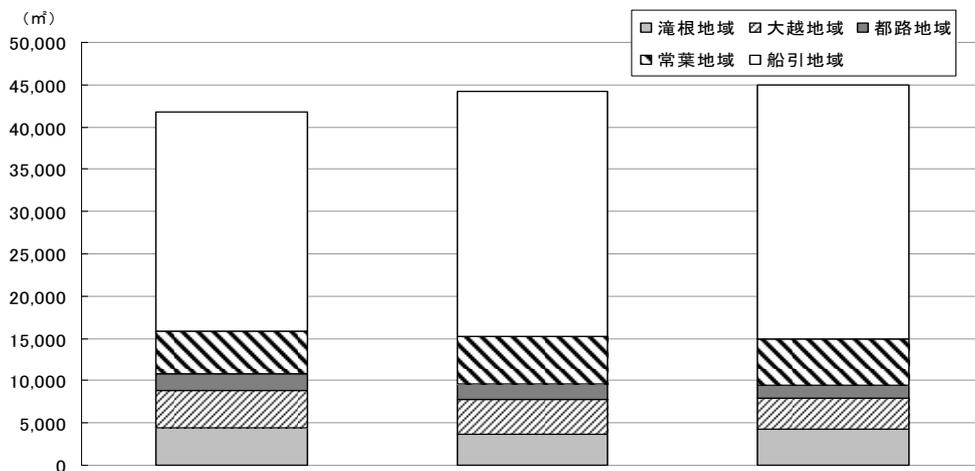
(2) 売場面積の状況

① 田村市全体の売場面積の状況

市全体の売場面積は微増しているが、地域別に見ると増加しているのは船引地域のみであり、他の地域は横ばいもしくは緩やかな減少傾向にある。売場面積の内訳は、飲食料品小売業が最も多く、次いでその他小売業である。その他小売業は唯一売場面積が増加している。

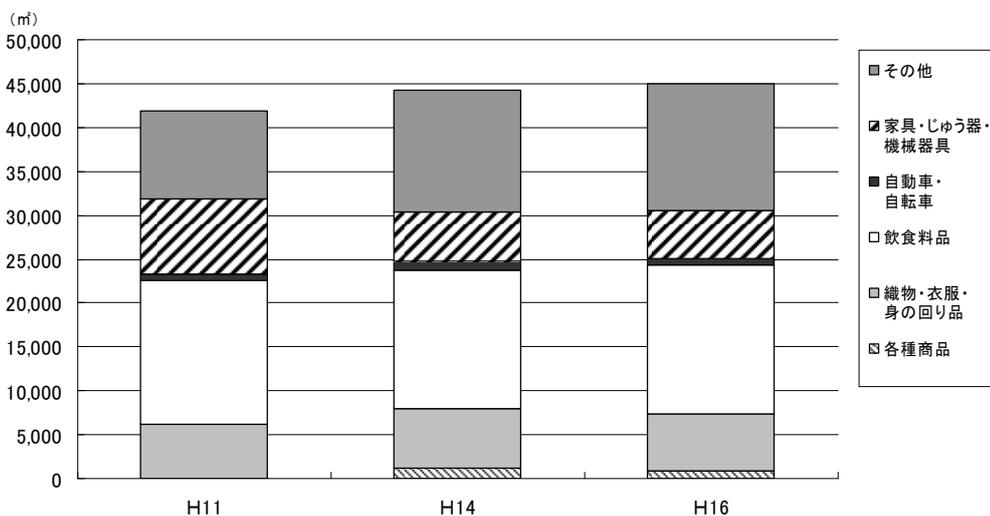
■ 売場面積の推移

	滝根地域	大越地域	都路地域	常葉地域	船引地域	計 (田村市)
H11	4,403	4,461	1,940	5,104	25,925	41,833
H14	3,690	4,069	1,905	5,545	29,017	44,226
H16	4,247	3,619	1,515	5,581	30,016	44,978



■ 売場面積の内訳

	各種商品	織物・衣服・身の回り品	飲食料品	自動車・自転車	家具・じゅう器・機械器具	その他	小売業計
H11	25	6,216	16,321	684	8,539	10,048	41,833
H14	1,214	6,769	15,752	1,013	5,582	13,896	44,226
H16	852	6,471	17,024	765	5,397	14,469	44,978



<資料：商業統計調査>

(3) 年間販売額の状況

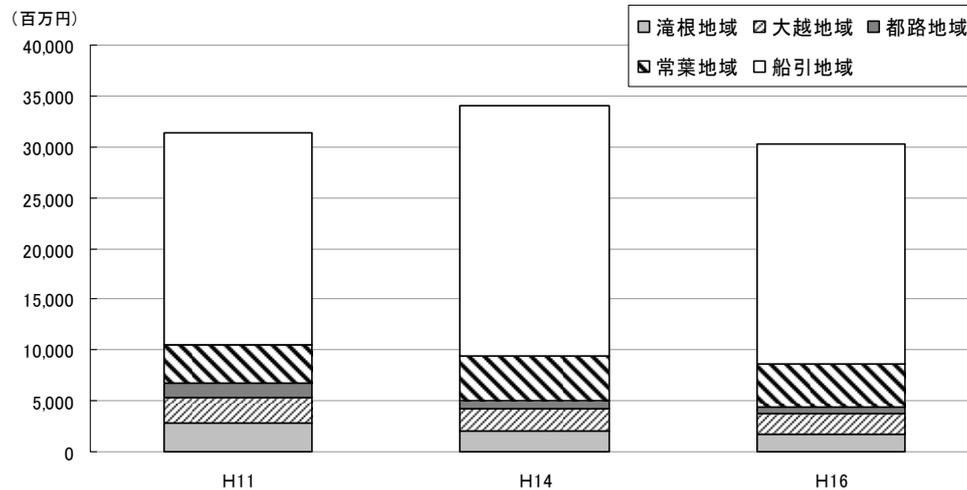
① 田村市全体の年間販売額の状況

年間販売額は平成14年に増加しているものの平成16年には減少に転じている。分類別の内訳は、飲食料品及びその他小売業で全体の約80%を占めている。織物・衣服・身の回り品及び家具・じゅう器・機械器具小売業は平成11年には全体の約18%を占めたが、平成16年は10%を下回っており減少が著しい。

■ 年間販売額の推移

(単位:百万円)

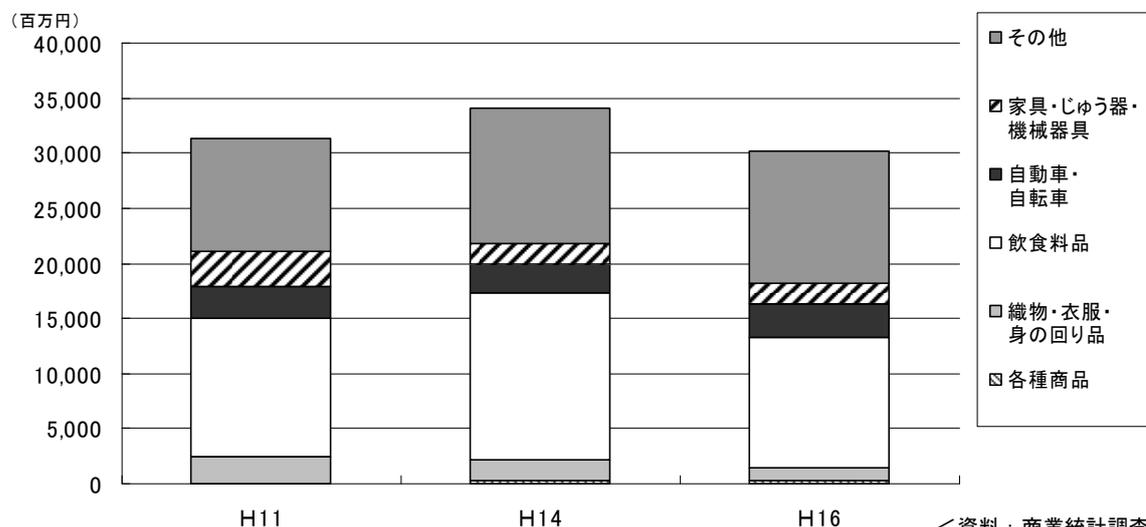
	滝根地域	大越地域	都路地域	常葉地域	船引地域	計 (田村市)
H11	2,770	2,514	1,479	3,732	20,857	31,352
H14	2,090	2,150	819	4,382	24,594	34,035
H16	1,796	1,974	690	4,203	21,587	30,250



■ 年間販売額の内訳

(単位:百万円)

	各種商品	織物・衣服・身の回り品	飲食料品	自動車・自転車	家具・じゅう器・機械器具	その他	小売業計
H11	13	2,469	12,605	2,754	3,274	10,238	31,352
H14	268	1,924	15,163	2,627	1,782	12,272	34,035
H16	259	1,190	11,903	2,991	1,807	12,101	30,250



<資料: 商業統計調査>

(4) 消費購買動向

福島県における第13回消費購買動向調査結果報告書（平成18年度）によると、本市の商圈は、船引地域が地域の中心商業を担い、地元購買率を一定に維持しながら周りの市町村から買い物客を集めている「地域型商圈都市」と区分されている。その他の地域は近隣の商業地として地元を中心に買い物客を集めている「近隣商業都市」となっている。

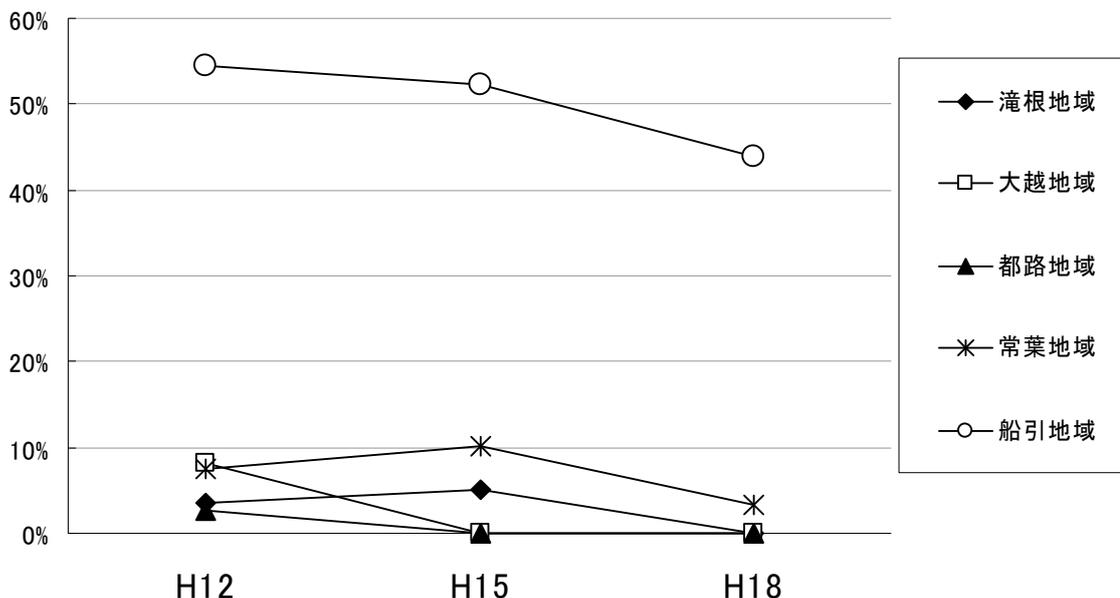
① 地元購買率

セーター・ブラウス、家電製品、食料品の3項目に関する地元購買率に関しては、船引地域が他の地域に比べて高く、食料品については90%を越えている。しかしながら、食料品以外は減少傾向にある。他の地域は、常葉地域の食料品以外は地元購買率も低く減少傾向にある。項目別では、セーター・ブラウスは船引地域においても50%を下回っており、全地域減少傾向にある。特に調査結果ではあるが、滝根・大越・都路地域は0%となっている。家電製品はセーター・ブラウスよりは地元での購買が若干多いが、全地域減少傾向にあり、大越・都路地域は0%となっている。食料品に関しては、船引地域は90%、常葉地域で50%を超えており、最も地元購買率が高い。しかし、船引地域以外は減少が著しい状況となっている。

■ 地元購買率の推移

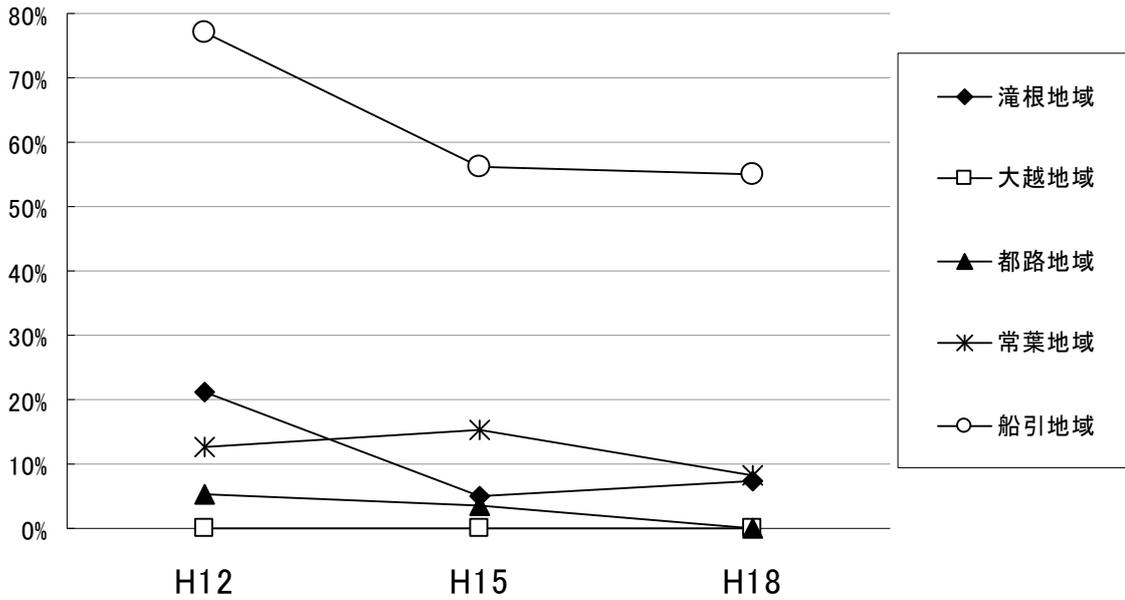
《セーター・ブラウス》

	滝根地域	大越地域	都路地域	常葉地域	船引地域
H12	3.5%	8.2%	2.6%	7.4%	54.4%
H15	5.1%	0.0%	0.0%	10.1%	52.2%
H18	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	43.8%



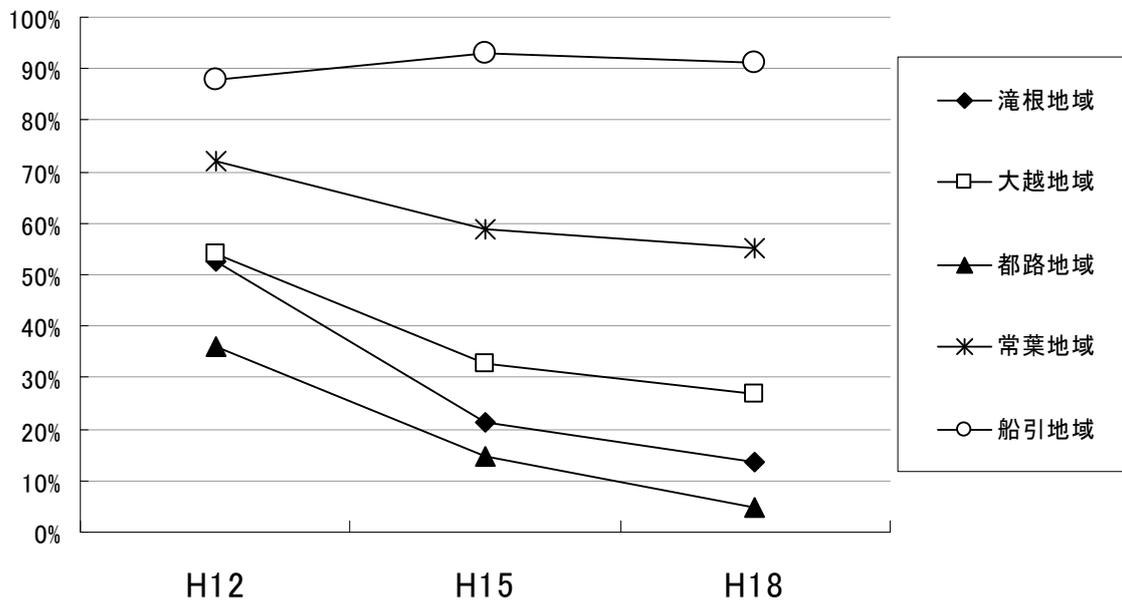
《家電製品》

	滝根地域	大越地域	都路地域	常葉地域	船引地域
H12	21.1%	0.0%	5.3%	12.7%	77.0%
H15	5.1%	0.0%	3.6%	15.2%	56.3%
H18	7.5%	0.0%	0.0%	8.1%	55.1%



《食料品》

	滝根地域	大越地域	都路地域	常葉地域	船引地域
H12	52.6%	54.0%	35.9%	71.9%	88.0%
H15	21.3%	32.9%	14.8%	59.0%	92.9%
H18	13.5%	26.7%	4.8%	55.0%	91.1%



②消費購買の動き

消費購買動向調査の調査品目を下表のように分類する。

分類	調査品目
最寄品	食料品、日用品、医薬品化粧品
買回品	背広・スーツ、セーター・ブラウス、下着、靴・バッグ、本・CD、家電製品

第13回消費購買動向調査（平成18年度）によると、最寄品の購買の市外への流出は買回品に比べかなり少ない。地域別に見ると、船引地域は、市内で唯一他の地域から購買の流入があり、地域外への購買の流出も10%未満である。大越・都路・常葉地域は船引地域への購買の流出が50%を超えており、滝根地域は小野町への購買の流出率が高く、他の地域とは異なる状況となっている。

買回品はどの地域も40%以上の購買の流出がある。大越・都路・常葉地域は郡山市及び船引地域への流出率が高く、滝根地域は郡山市及び小野町への流出率が高くなっている。船引地域においては、郡山市への購買の流出が44%あるが、市内の他の地域からの購買の流入が見られる。

第13回消費購買動向調査はブロック別の分析を行なっているため、ブロック外となる県中地域以外からの動きはわからないが、参考に第12回消費購買動向調査（平成15年度）の結果を見ると、旧岩代町（現二本松市）からの流入があり、船引地域は市内だけでなく、隣接する市町村からも購買の流入がある。

(5) 主要小売商業施設等の状況

① 田村市内の主要な小売商業施設の状況

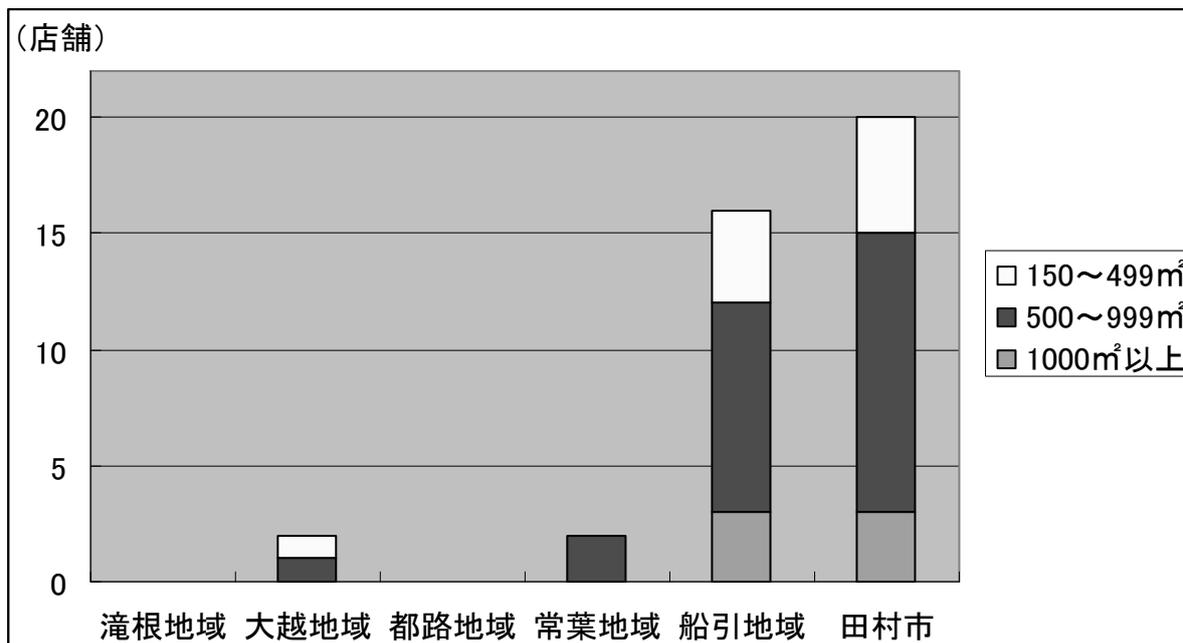
売場面積 150 m²以上の主要な小売商業施設は、市内全域で 20 店舗あり、その8割が船引地域に出店しており、滝根・都路地域にはない状況である。売場面積 1,000 m²以上の小売商業施設は船引地域に3店舗出店している。

出店場所としては、市内西側に集中しており、国道 288 号及び国道 349 号沿いに出店している店舗がほとんどである。大越地域においては、主要地方道（福島県道 19 号）船引・大越・小野線沿いに出店している。

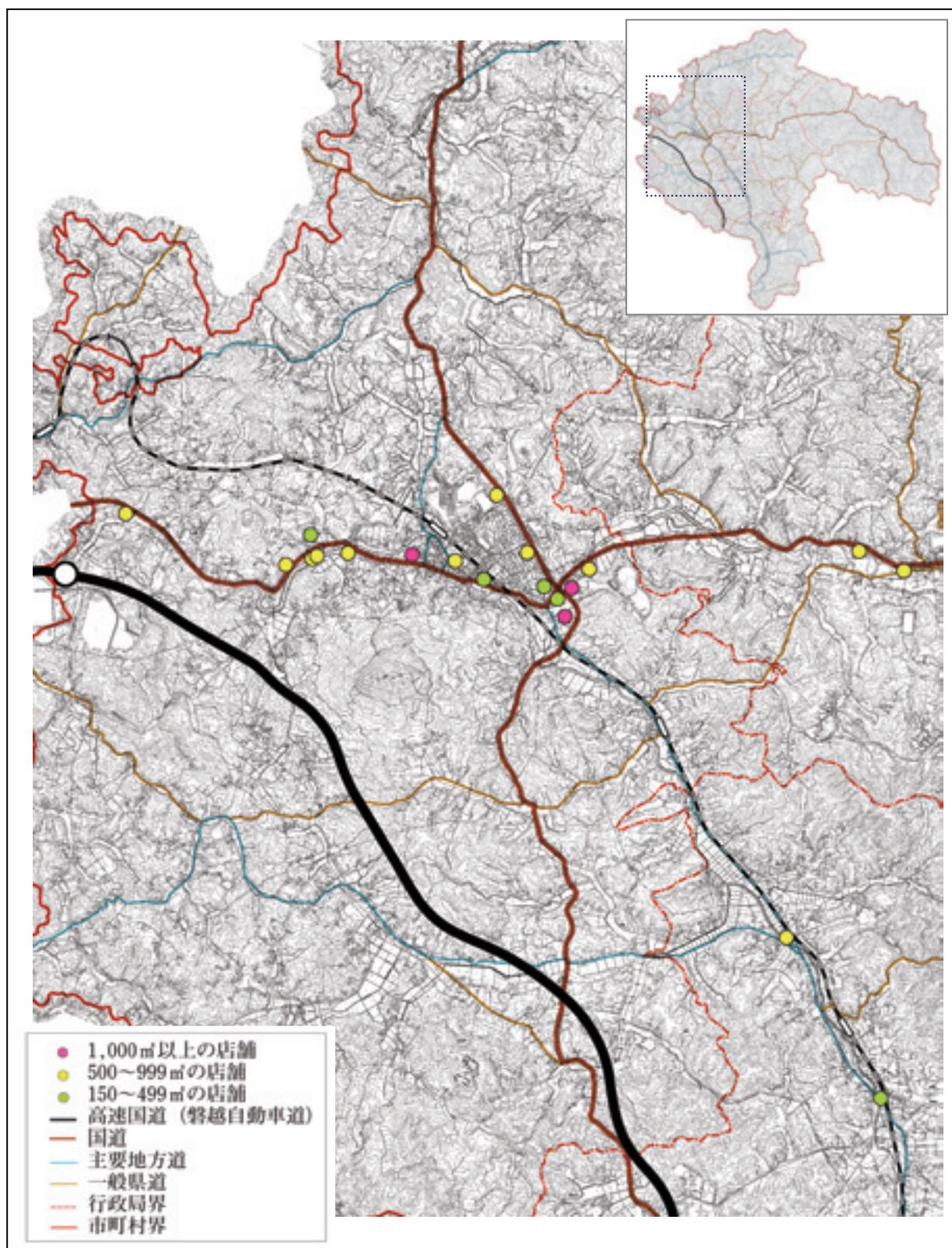
■ 田村市内の主要小売商業施設の状況

(単位：店舗)

	滝根地域	大越地域	都路地域	常葉地域	船引地域	田村市
1000 m ² 以上					3	3
500~999 m ²		1		2	9	12
150~499 m ²		1			4	5
計		2		2	16	20



■田村市内の主要小売商業施設の分布状況



②田村市周辺の大規模小売店舗の状況

平成19年3月31日現在の大規模小売店舗立地法届出状況によると、近隣市町村の1,000㎡を越える店舗のほとんどが郡山市に集中しており、中でも、規模が大きいものは郡山駅周辺にもあるが郊外への出店がみられる。三春町、小野町の店舗は国道288号もしくは国道349号沿いに出店しており、市内からアクセスしやすい場所にある。また、小野町には6,000㎡を越える店舗も出店している。

■大規模小売店舗立地法届出店の分布状況（H19.3.31 現在の既存店舗）



<資料：福島県 大規模小売店舗立地法のページ>

③田村市及び周辺の大規模小売店舗の出店計画

市内及び隣接市町村における、平成 19 年度に新設予定の大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（新設）の届出をしている店舗（平成 19 年 11 月現在）の状況は、市内の 1 店舗を含み、10 店舗ある。隣接市町村の中でも田村市周辺における状況は、いずれも、国道沿いや鉄道など、アクセスしやすい場所に出店予定である。市内では、3,000㎡以上の店舗が、国道 288 号と国道 349 号の交差点付近というアクセスしやすい場所に出店予定である。

■田村市及び周辺の大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（新設）届出状況（平成 19 年 11 月現在）

	田村市	郡山市	大熊町	二本松市	富岡町	いわき市	須賀川市	計
店舗数	1	2	1	2	1	2	2	11



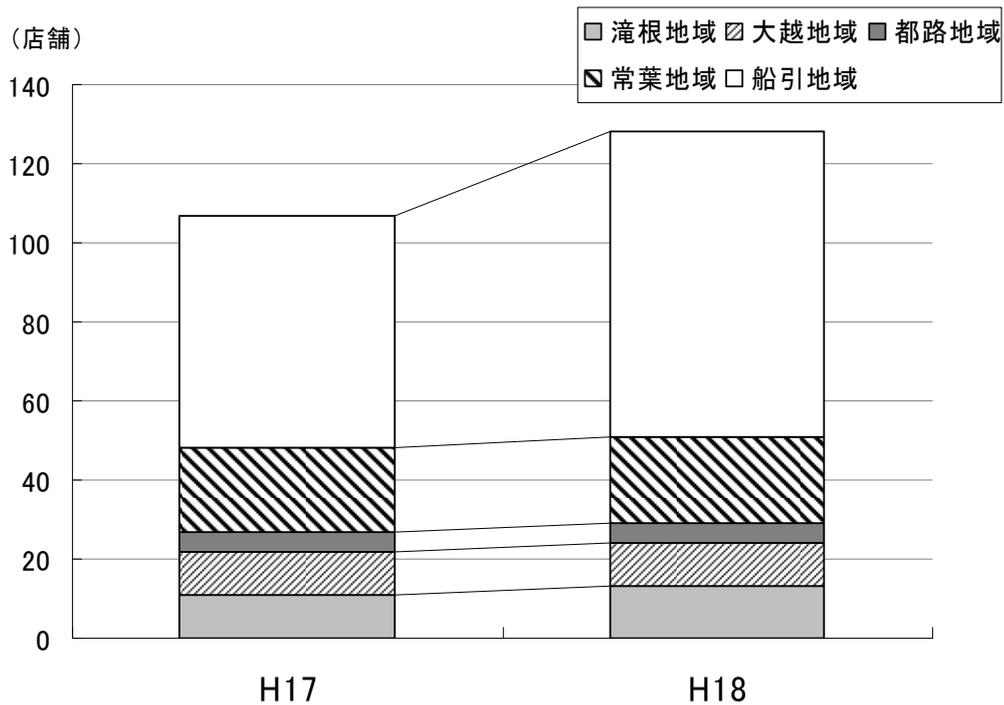
(6) 空き店舗の状況

平成 17 年、平成 18 年の空き店舗調査の結果によれば、市内における空き店舗は増加傾向にあり、特に船引地域においては 18 店舗の増加となっており急増している。他の地域においては都路地域以外は 1～2 店舗の増加となっている。店舗の規模としては、150㎡未満がほとんどであり、150㎡以上の店舗のうち500㎡を超えるものは 1 店舗である。

■空き店舗の状況

(単位:店舗)

		滝根地域	大越地域	都路地域	常葉地域	船引地域	田村市
H17	150㎡未満	6	11	5	14	55	91
	150㎡以上	1	0	0	1	4	6
	不明	4	0	0	6	0	10
	計	11	11	5	21	59	107
H18	150㎡未満	8	11	5	15	55	94
	150㎡以上	1	0	0	1	4	6
	不明	4	0	0	6	18	28
	計	13	11	5	22	77	128



<資料: H17, H18 田村市内「空き店舗」調査>

4 土地利用の状況

(1) 現況土地利用

本市の土地利用の状況は、宅地利用されている区域については約3%程度であり、農地は全体の約20%、山林は約61%と大部分を占めている。

地域別にみると、合計面積では船引地域が最も多く、宅地及び畑の占める割合も他地域と比べて高い。船引地域の次に合計面積が多いのは都路地域で、宅地面積は市内で最も少ないが、山林、原野の面積は最も多い。

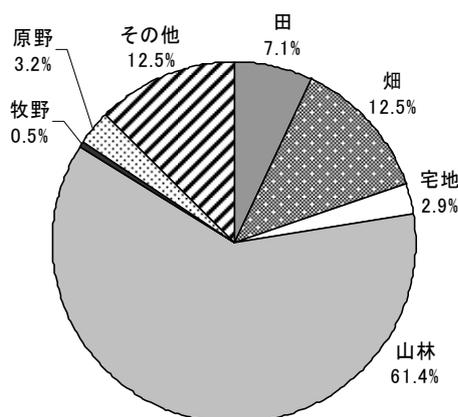
■土地利用の状況

(単位:ha)

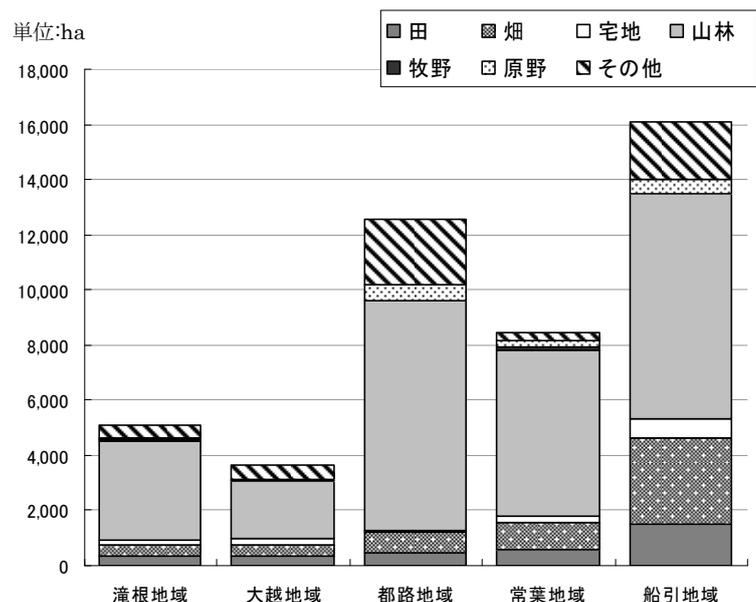
	田	畑	宅地	山林	牧野	原野	その他	計
滝根地域	342	426	151	3,574	101	20	456	5,070
大越地域	340	441	213	2,088	0	16	568	3,666
都路地域	473	730	73	8,304	11	608	2,338	12,537
常葉地域	577	1,010	184	6,045	104	248	273	8,441
船引地域	1,501	3,144	695	8,132	1	553	2,090	16,116
計 (田村市)	3,233	5,751	1,316	28,143	217	1,445	5,725	45,830

<資料：平成17年度固定資産概要調査（土地）>

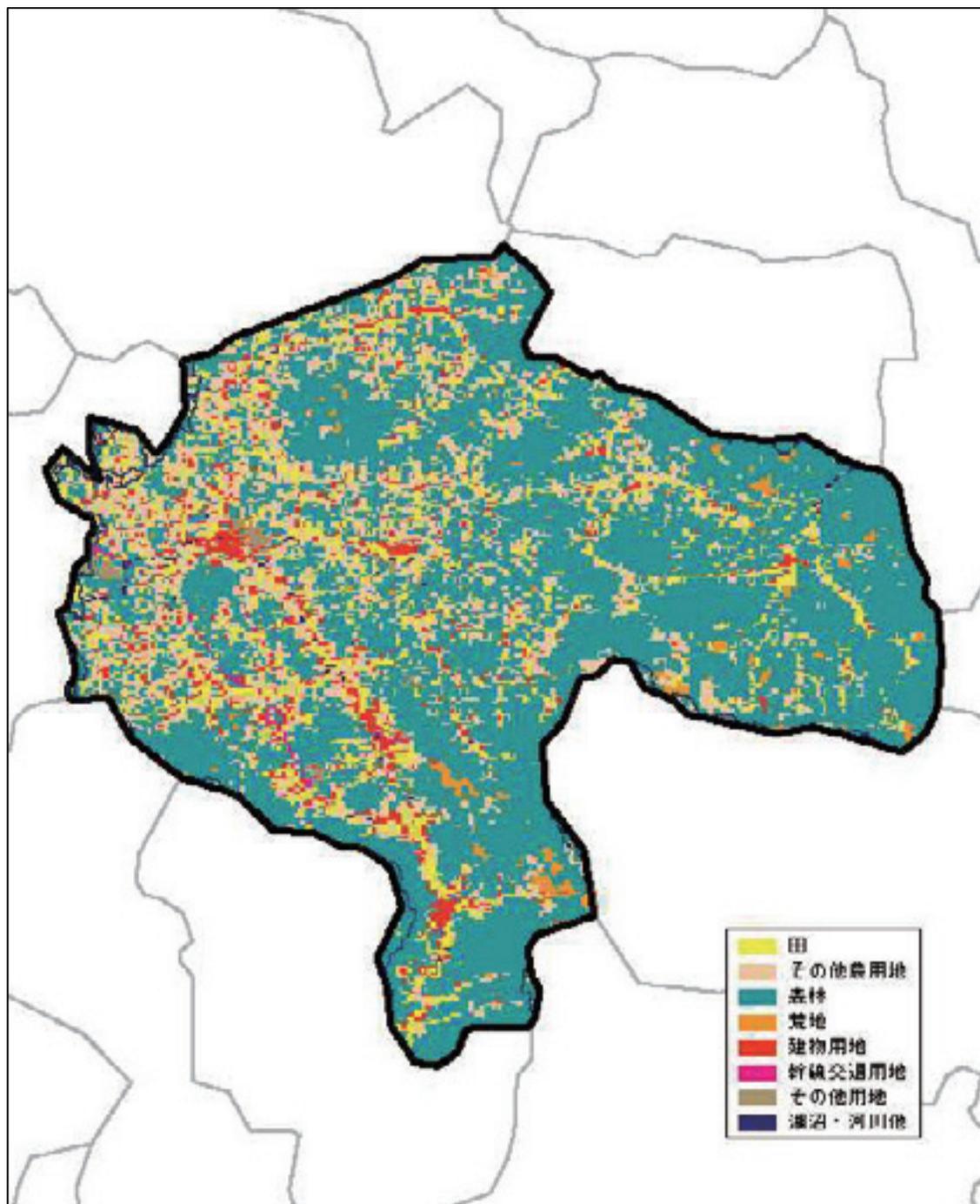
《土地利用の構成》



《地域別の状況》



■土地利用現況図



<資料：国土情報ウェブマッピングシステム（国土数値情報：平成9年）>

(2) 土地利用の法的規制

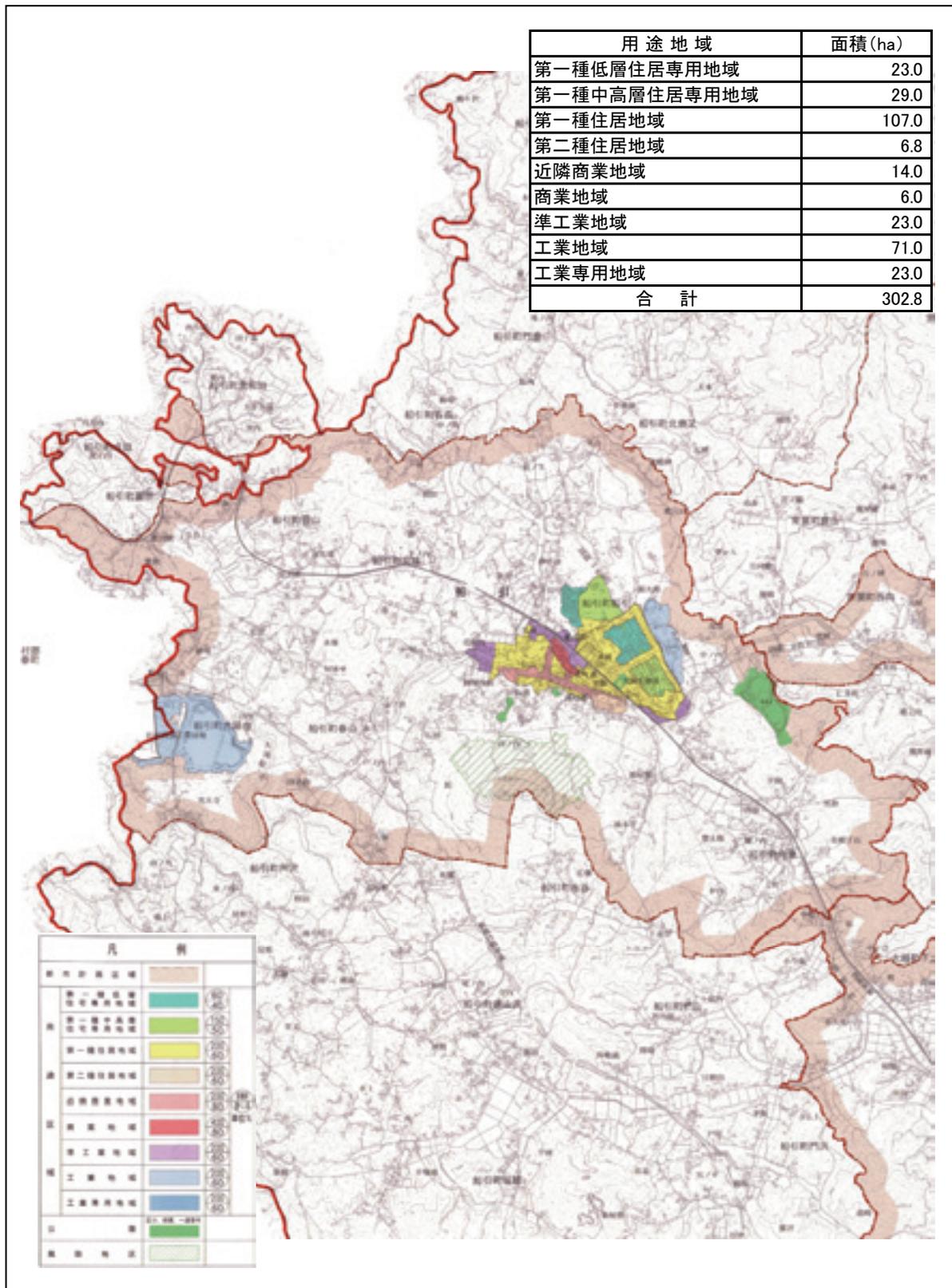
①都市計画上の規制

田村市における都市計画区域に指定されている面積は市全体の約4分の1であり、田村東部都市計画区域・常葉都市計画区域・船引都市計画区域の3区域である。用途地域が指定されている地域は船引都市計画区域の一部のみである。

■都市計画区域



■都市計画用途地域（船引都市計画区域）



②その他の規制

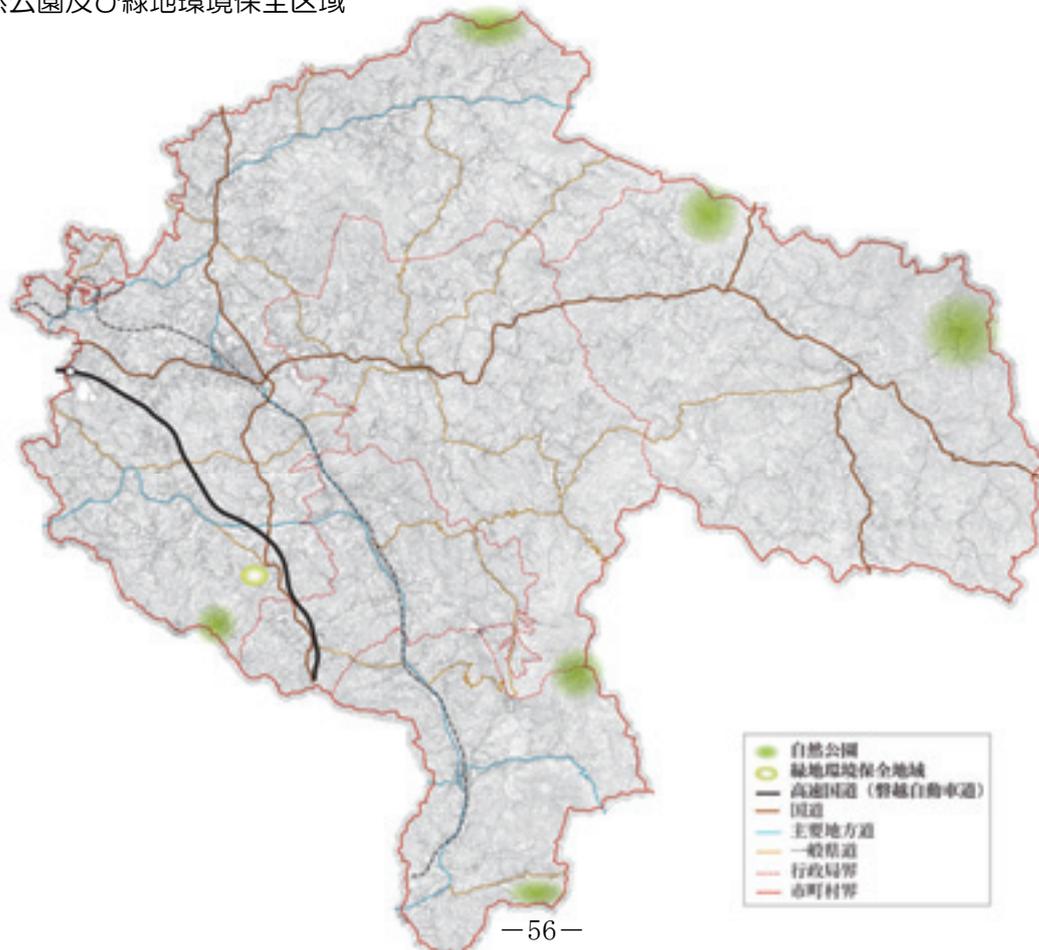
都市計画法以外の規制としては、農業振興地域、福島県立自然公園条例に基づく区域、森林法に基づく区域、福島県自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域等が指定されている。

■各種規制状況

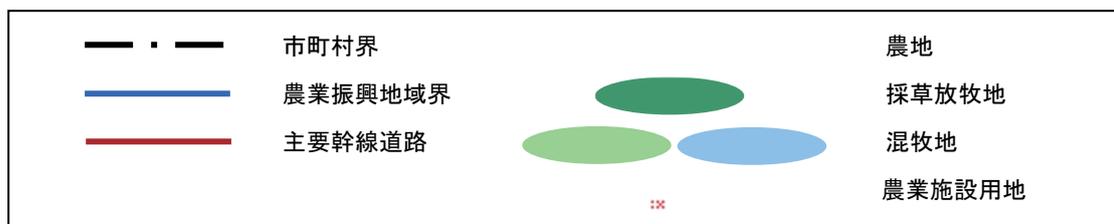
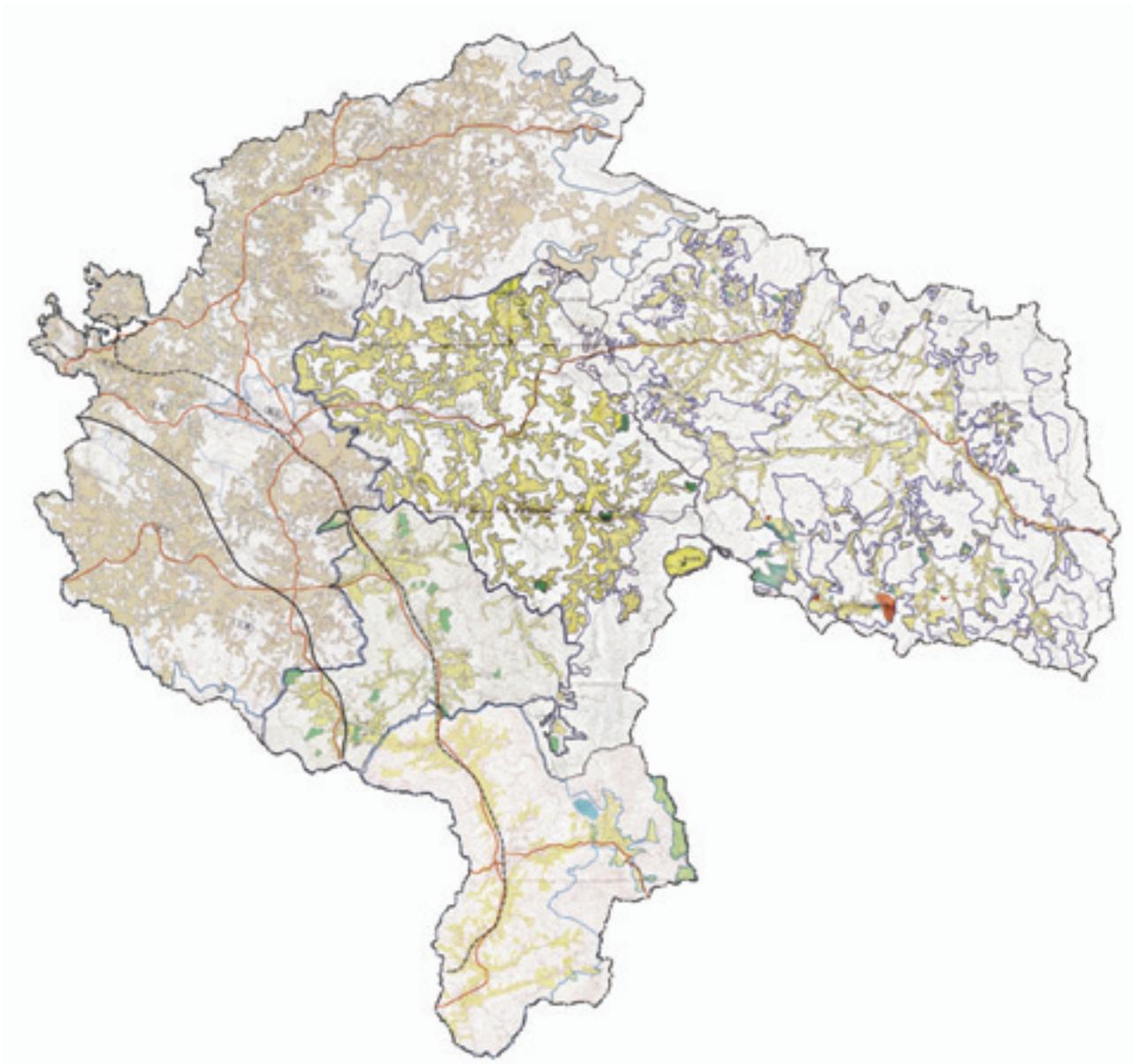
区 分	面積 (ha)	構成比 (%)	備 考
農業振興地域	35,910.0	100.0	
農用地	9,426.0	26.2	
田	2,939.0	8.2	
畑	3,460.0	9.3	
樹園地	1,083.0	3.0	
採草放牧場	417.0	4.3	
農業用施設用地	1527.0	1.2	
白地地区	26,484.0	73.8	
福島県立自然公園条例に基づく区域	3,343.0	100.0	阿武隈高原中部
特別地域	402.0	12.0	
特別保護地区	0.0	0.0	
普通地域	2,940.9	88.0	
森林法に基づく区域	30,297.8	100.0	
国有林	9,861.0	32.5	
民有林	20,183.0	66.6	地域森林計画対象民有林面積を準用
保安林 [※]	264.8	※※※	
福島県自然環境保全条例に基づく区域	0.9	100.0	
緑地環境保全地域	0.9	100.0	船引堂山王子神社周辺

※保安林は（指定面積－解除面積）であり、実面積ではない。兼種指定分は重複している。

■自然公園及び緑地環境保全区域



■土地利用計画（農業振興地域）



※旧5町村の図面を重ねているため、凡例と図面に色のずれがあります。

(3) 近年の開発動向

本市における都市計画法上の開発動向としては、平成8年以降の開発行為の申請は合計で8件あり、内4件は店舗となっている。滝根地域の1件以外は船引地域であり、国道349号沿いに集中している。また、8件とも都市計画区域内ではあるが、ほとんどが用途地域周辺の用途指定のない区域で開発が行われている。

■近年の開発動向

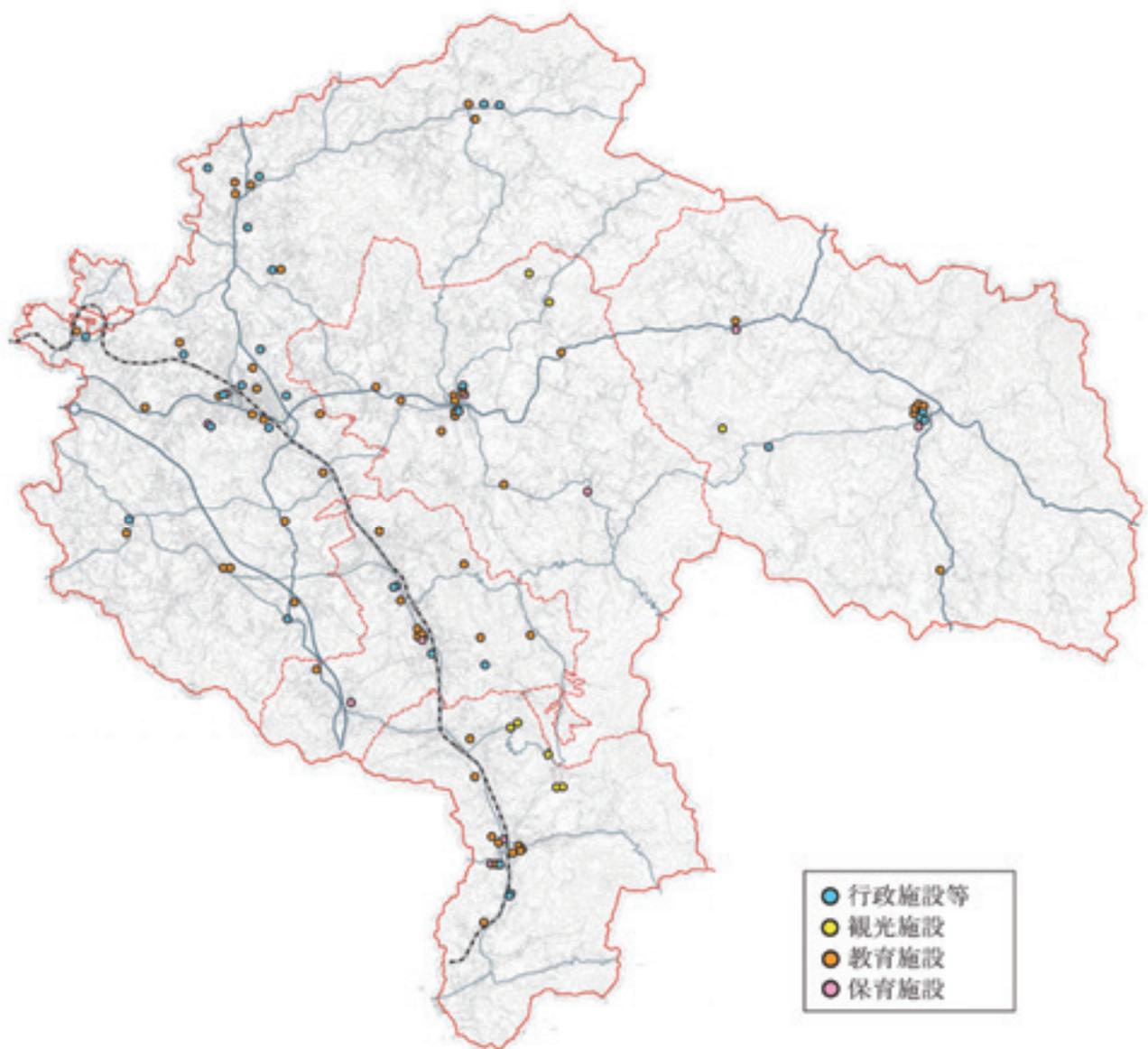


5 都市施設の状況

(1) 公共施設

市内の公共施設は、各地域とも居住地域に比較的まとまって立地している。特に都路地域は都路行政局付近にほとんどの施設が集まっており、他の地域も行政局の周辺に保育施設や教育施設等が集まっている傾向にある。観光施設においては、あぶくま洞や仙台平、カブトムシ自然王国などの自然環境を生かした観光資源があり、その他にも小沢の桜や行司ヶ滝などの美しい自然景観にも恵まれている。

■公共施設分布図

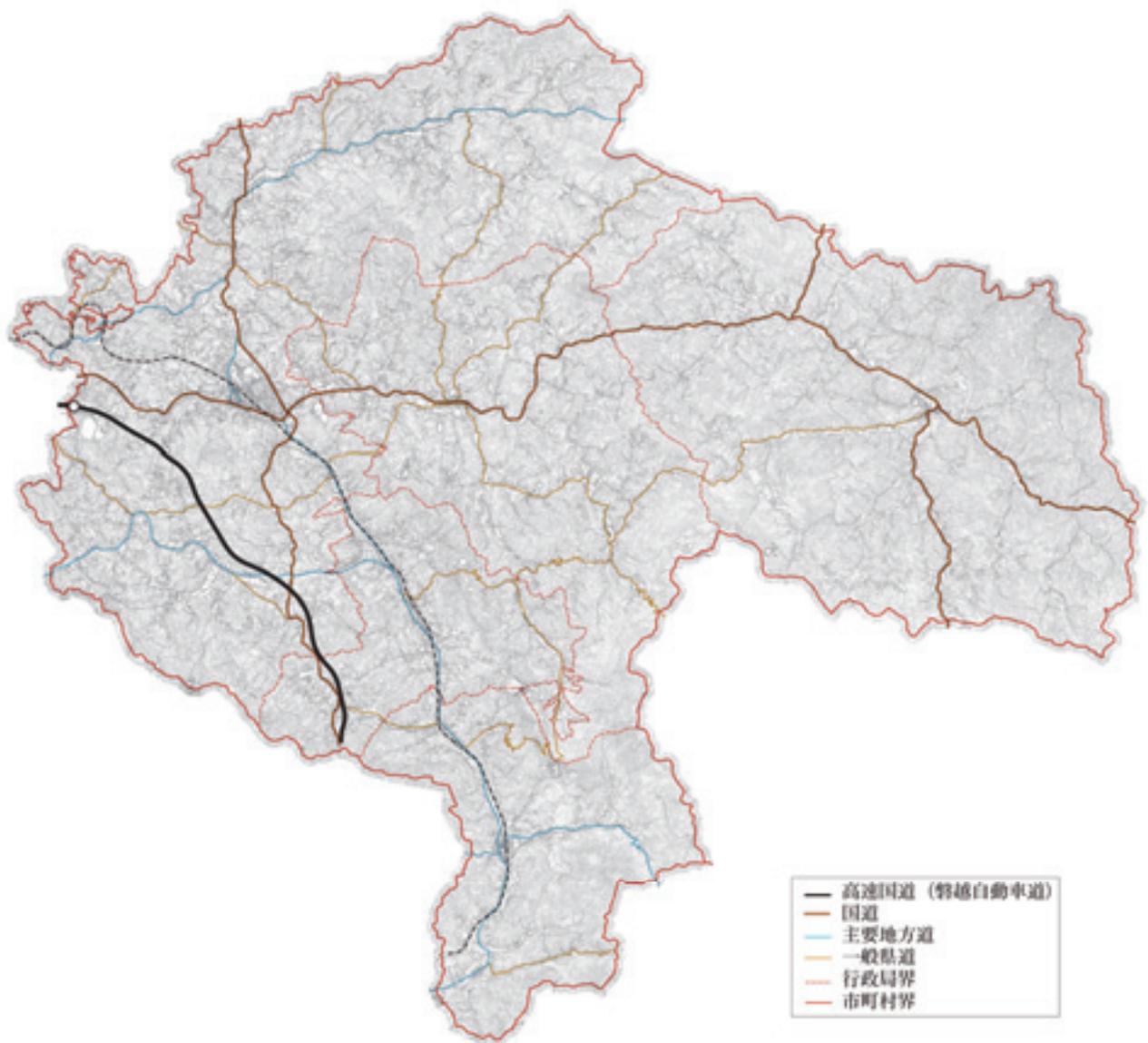


(2) 交通施設

①主要道路網

本市において重要な軸となる道路は、東西に横断する国道288号、南北に縦断する国道349号及び国道399号、西側を通る磐越自動車道であり、これらを基軸に、主要地方道、一般県道、市道の道路網が構成されている。しかし、一部では国道・県道においても幅員が狭く急カーブが連続する区間や歩道の未整備箇所が多々あるなど、道路整備が十分とは言えない状況である。

■主要道路網



②都市計画道路

都市計画道路は、23路線が計画決定されており、大部分で整備が完了しているが、田村市東部都市計画区域及び船引都市計画区域の一部では未整備路線がある。

■都市計画道路一覧

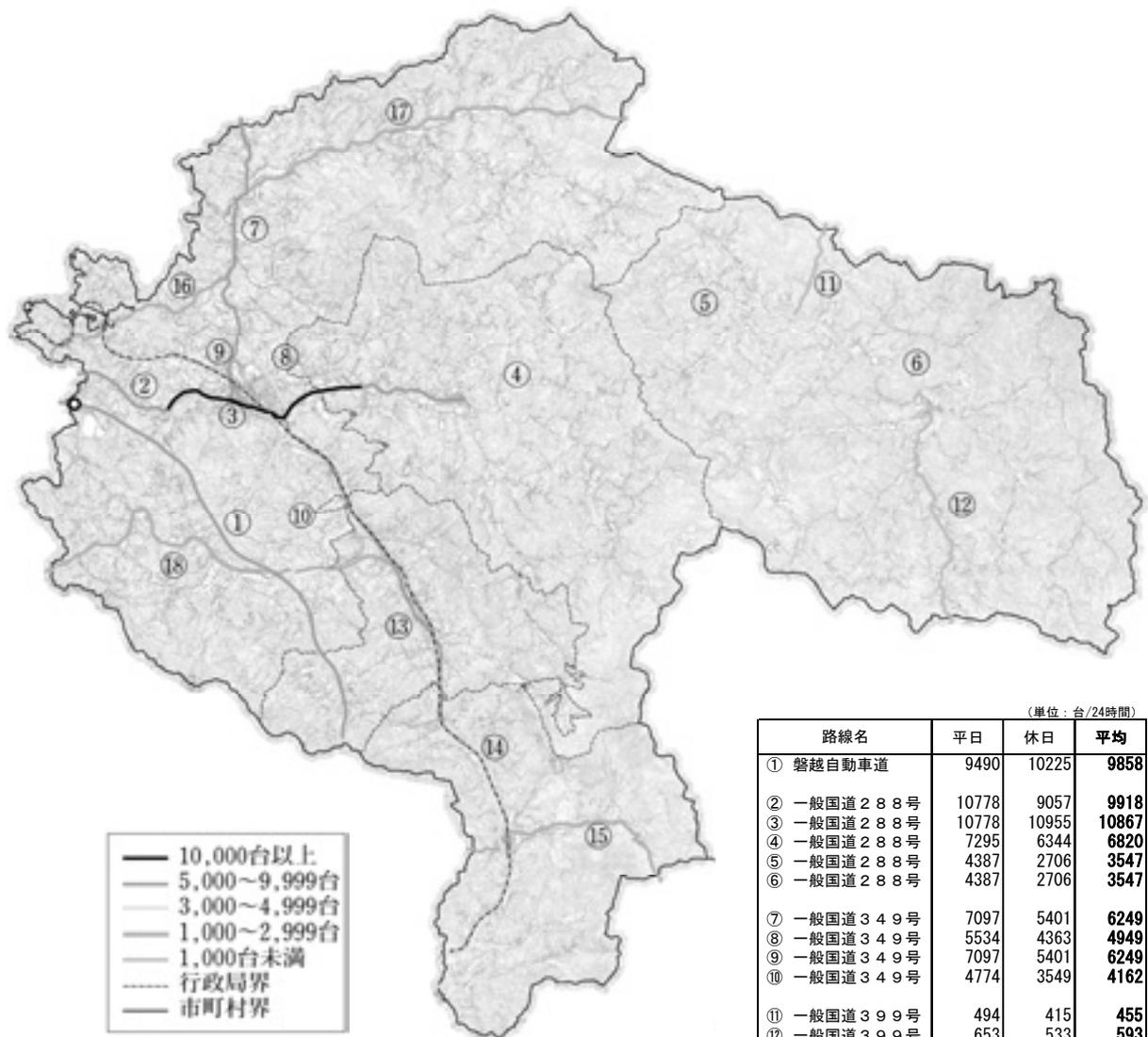
都市計画区域	地域	路線番号	路線名	延長(M)	幅員(M)	備考
田村東部	滝根	3.6.201	一ノ平樋口線	1,240	10.0	未整備
		3.6.202	神俣駅前線	170	8.0	未整備
常葉	常葉	1.小.1	上野川常葉線	130	8.0	
		1.小.2	常葉柳渡戸線	50	8.0	
		1.小.3	中町本坊線	680	8.0	
		2.3.1	郡山標葉線	1,000	13.0	
		2.小.1	中町田代線	60	6.0	
		2.小.2	上町線	110	6.0	
		2.小.3	早稲田館線	660	4.0	
船引	船引	3.6.1	国道288号線	2,040	11.0	整備率13.7%
		3.5.2	船引駅前北町線	420	12.0	
		3.6.3	船引停車場線	510	10.0	未整備
		3.5.4	船引駅前大日坊線	850	12.0	未整備
		3.4.5	国道349号線	2,000	16.0	
		3.4.6	船引東部中央線	1,020	16.0	
		3.4.7	反田卯田ヶ作線	470	16.0	
		3.4.8	船引駅前源次郎線	1,010	16.0	
		3.5.9	石崎線	920	12.0	
		3.5.10	石崎1号線	490	12.0	
		7.5.11	和尚垣美谷久保線	580	12.0	
		7.5.12	美谷久保館柄線	510	12.0	
		7.5.13	元町反田線	330	12.0	
		8.7.1	五升車上田中線	120	5.2	

(平成19年3月31日現在)

③主要道路交通量

主要道路の交通量は国道 288 号が最も多く、特に船引地域の中心部が多くなっており、東に向かい交通量は減少している。国道 349 号においては、国道 288 号より北側の交通量は多いが、南側は主要地方道船引・大越・小野線の方が交通量は多い。また、国道 399 号の交通量は、1,000 台を下回っている状況となっている。

■道路交通量の状況



(単位：台/24時間)

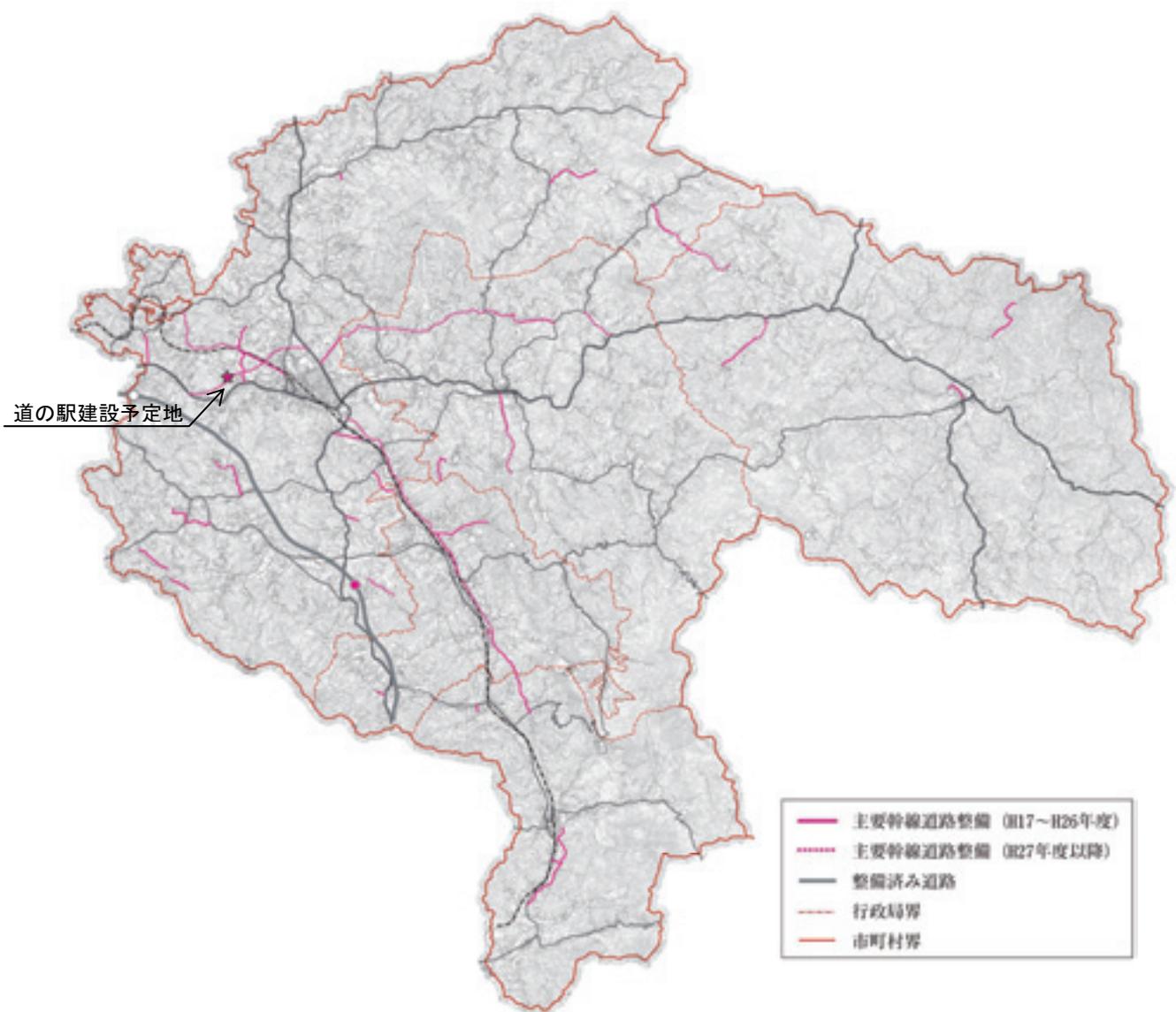
路線名	平日	休日	平均
① 磐越自動車道	9490	10225	9858
② 一般国道 288 号	10778	9057	9918
③ 一般国道 288 号	10778	10955	10867
④ 一般国道 288 号	7295	6344	6820
⑤ 一般国道 288 号	4387	2706	3547
⑥ 一般国道 288 号	4387	2706	3547
⑦ 一般国道 349 号	7097	5401	6249
⑧ 一般国道 349 号	5534	4363	4949
⑨ 一般国道 349 号	7097	5401	6249
⑩ 一般国道 349 号	4774	3549	4162
⑪ 一般国道 399 号	494	415	455
⑫ 一般国道 399 号	653	533	593
⑬ 船引大越小野線	5760	4425	5093
⑭ 船引大越小野線	4355	3370	3863
⑮ 小野富岡線	1361	991	1176
⑯ 浪江三春線	3295	2258	2777
⑰ 浪江三春線	1726	1480	1603
⑱ 郡山大越線	2404	1141	1773

《資料：道路交通センサス (H17)》

⑤道路整備計画

合併に伴う道路整備が計画されており、JR 磐越東線沿いの船引地域の中心部と滝根地域を結ぶ道路整備や常葉地域を中心とした国道 288 号の北側に主要幹線道路、国道 288 号船引バイパス等の整備が計画されている。これらの道路整備により、渋滞の緩和や地域間のアクセス強化が期待されている。

■道路整備計画図



《資料：田村市道路整備 10 箇年計画書》

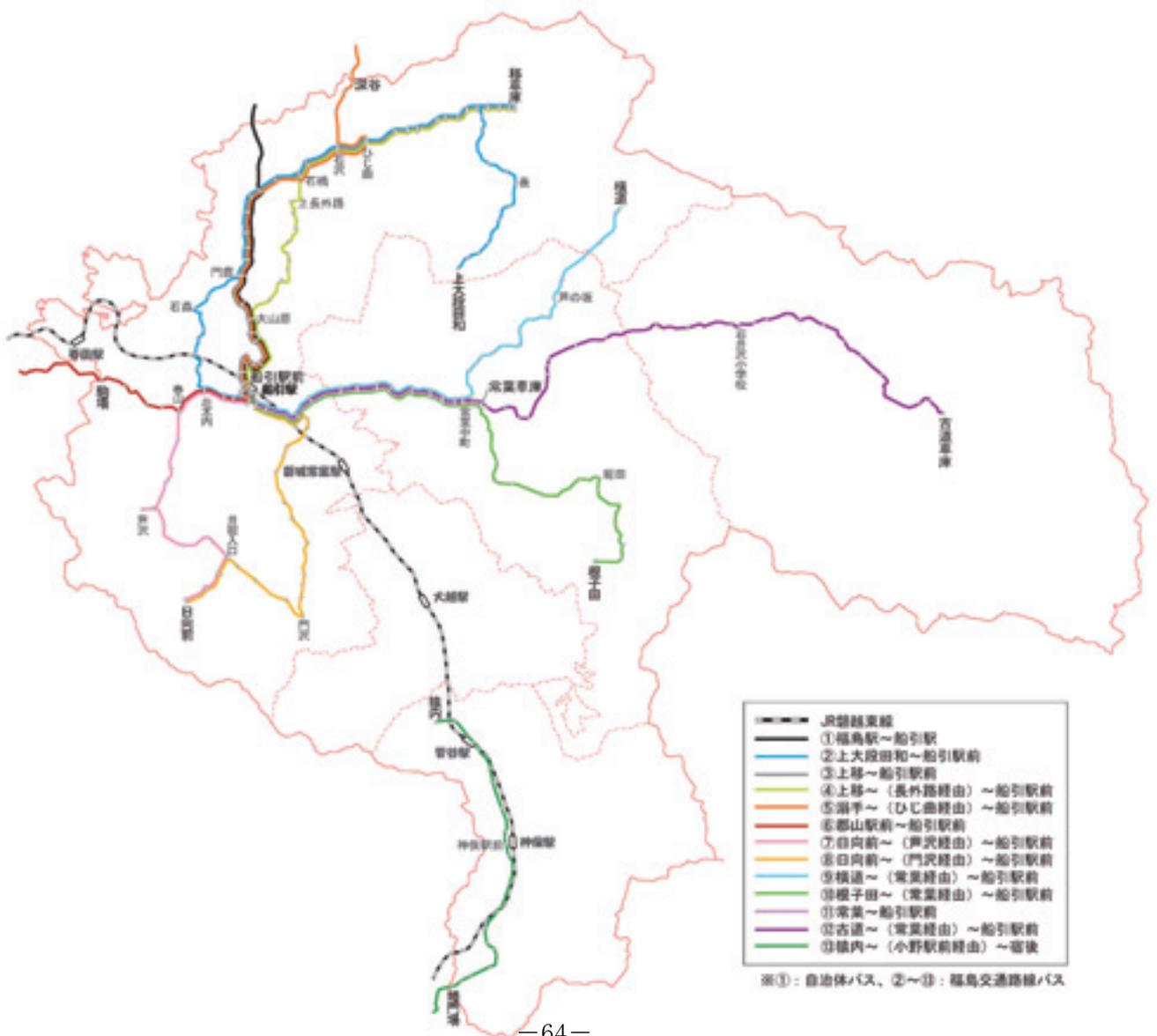
(3) 公共交通機関

公共交通機関の状況は、鉄道は郡山市といわき市をつなぐJR磐越東線が運行しており、船引地域には要田駅、船引駅、磐城常葉駅の3駅、大越地域には大越駅、滝根地域には菅谷駅、神俣駅の2駅がある。しかし、運行本数は1日15本程度であり、利用しやすいとは言い難い状況である。

福島交通の路線バス等においては、船引地域は8路線、常葉・都路地域は4路線、滝根地域は1路線が運行しているが、大越地域においては、バス路線が整備されていない。また、運行本数については、多い路線でも1日6本と大変少ない。

船引地域には、デマンド型タクシーの船引らくらくタクシーが運行され、1日平均約110人の利用がある。

■公共交通路線図



■電車・バスの時刻表及び運行本数

平成20年3月1日現在

交通機関		JR 磐越東線		自治体 バス	福島交通路線バス																				
行き先		郡山方面		① 福島駅 船引駅	② 上大段田和 船引駅前	③ 上移 船引駅前	④ 上移 船引駅前 (長外路經由)	⑤ 溺手 船引駅前 (ひじ曲經由)	⑥ 郡山駅 船引駅前	⑦ 日向前 船引駅前 (芦沢經由)	⑧ 日向前 船引駅前 (門沢經由)	⑨ 横道 船引駅前 (常葉經由)	⑩ 根子田 船引駅前 (常葉經由)	⑪ 常葉 船引駅前 常葉車庫	⑫ 古道 船引駅前	⑬ 猿内 宿後 (小野駅前經由)									
駅・停留所 ⓪:上り ⓫:下り		⓪ 船引駅	⓫ 船引駅	⓪ (福島駅)	⓪ 上大段田和	⓪ 船引駅前	⓪ 移車庫	⓪ 船引駅前	⓪ (溺手)	⓪ 船引駅前	⓪ (郡山駅前)	⓪ 日向前	⓪ 船引駅前	⓪ 横道	⓪ 船引駅前	⓪ 根子田	⓪ 常葉車庫	⓪ 船引駅前	⓪ 古道	⓪ 船引駅前	⓪ 猿内	⓪ (宿後)			
時	5	平日	55																						
		休日	55																						
	6	平日		14	55	55	20	07	13			50					35	30		30	00				
		休日		14	55		52		50			50													
	7	平日	25	25				53		13		40	21		30	15		40		00			30		
		休日	25	25							40	21			15		40		00		00				
	8	平日	33	01	33								01				22			50				20	
		休日	33	01	33						30		01								50				
	9	平日	51	51							10	00												10	
		休日	51	51						00	45														
	10	平日	17																				45		
		休日	17																		00				
	11	平日	46	46				50			00	50						50		45				45	
		休日	46	46				50			00							50							
	12	平日			35		20	30					21		20	53	15	32						30	
		休日			35		20	30										32							
	13	平日	42	8		40			38	45					20								45		
		休日	42	8					45						20								45		
	14	平日	50	21						25	25									53	40				
		休日	50	21						25	25									53	40				
	15	平日	35	35				40		08								30					40		
		休日	35	35				40		08								18					40		
	16	平日		52		20					25	10			00	10	30			35					
休日			52		20						10			00	10	30			35						
17	平日	17						20	30	45	56	25		25							20	44			
	休日	17						20	30	45	56	25													
18	平日	12	12			15	00														15				
	休日	12	12			15	00														15				
19	平日	9	9				12												12						
	休日	9	9				12												12						
20	平日	9	45																						
	休日	9	45																						
21	平日	14																							
	休日	14																							
22	平日	18																							
	休日	18																							
23	平日	12																							
	休日	12																							
運行本数		平日	16	15	2	2	1	2	4	3	2	2	2	2	2	4	4	3	3	2	2	6	6	3	3
		土曜	16	15	1	1	1	2	2	3	1	2	2	2	1	1	2	2	1	2	4	4	0	0	
		日・祝	16	15	1	1	0	2	1	2	1	2	2	0	0	1	1	2	2	1	2	4	4	0	0
													船引 8路線				常葉・都路 4路線				滝根 1路線				

※赤字は日・祝日運休、()の停留所は田村市外

(4) 観光資源

本市は、あぶくま洞や仙台平、カプトムシ自然王国などの自然環境を生かした観光資源や、小沢の桜や行司ヶ滝などの美しい自然景観にも恵まれており、観光地はこれらの自然環境・自然景観を生かしたものが多い。特産品としては、「あぶくまの天然水」、やまと豚を使った「ハム・ソーセージ」、健康食品でもある「エゴマ」などがあり、「あぶくまの天然水」については、モンド・セレクションで5年連続大金賞を受賞、「ハム・ソーセージ」においてもDLG（ドイツ農業協会）食品競技会で2005年から2008年にかけて複数の商品で金・銀・銅賞を受賞しているなど、国際的にも評価されている。

■観光ガイドマップ



《資料：田村市ホームページ 観光ガイド》

6 田村市商業まちづくり基本構想策定委員会委員名簿

任期：平成19年11月13日～検討の終結まで

NO	区分	団体・役職名等	氏名	備考
1	各地区地域 審議会	滝根地区地域審議会委員	村上 司	
2		大越地区地域審議会委員	白石 勝敏	
3		都路地区地域審議会委員	呑田理美子	
4		常葉地区地域審議会委員	菅野 正兵	
5		船引地区地域審議会長	星 達夫	
6	各商工会	滝根町商工会長	平河内一博	
7		大越町商工会長	遠藤 求	
8		都路町商工会長	村上 好治	
9		常葉町商工会長	佐藤 広幸	
10		船引町商工会長	吉田 美政	副委員長
11		船引町商工会商業部会長	渡辺 弘	
12		船引町商工会事務局長	小石沢善一	
13 -1	農業委員会	※ 農業委員長	橋本 実	平成19年11月13日～ 平成20年7月21日
13 -2			箭内 倉吉	平成20年7月22日～
14	都市計画審議会	都市計画審議会委員	佐藤 裕	
15	学識経験者	福島大学共生システム 理工学類 准教授	藤本 典嗣	委員長
16	消費者代表	常葉町商工会女性部長	坪井 怜子	
17		都路町商工会女性部長	遠藤テル子	
18	公募により選任 された者	公募により選任された者	佐藤 貞子	
19		公募により選任された者	二瓶恵美子	
20		公募により選任された者	井出ミツ子	

※ 平成20年7月22日付、市農業委員長改選

7 田村市商業まちづくり基本構想策定の経過

平成19年度

平成19年 8月24日	田村市商業まちづくり基本構想策定委員会設置要綱及び田村市商業まちづくり基本構想策定検討会規程の制定
平成19年 9月19日	第1回策定検討会幹事会 ・策定概要と全体スケジュール説明 ・委託業者と関係各課のヒアリング
平成19年10月15日	第1回策定検討会 ・策定概要と全体スケジュール説明
平成19年10月23日	策定委員会委員の決定
平成19年11月13日	第1回策定委員会 ・委嘱状交付、正副委員長選任 ・策定委員会設置要綱について ・基本構想の策定について
平成19年11月22日	第2回策定検討会幹事会 ・課題と商業まちづくり方針について ・立地可能（誘導）地区の方針、設定について
平成19年12月21日	第3回策定検討会幹事会 ・第2回策定検討会幹事会における資料訂正について ・小売商業施設を誘導・抑制する区域について ・小売商業施設を誘導する区域の面積について ・商業まちづくりの推進のための施策について
平成20年 1月22日	第4回策定検討会幹事会 ・「田村市における商業まちづくりに関する課題」の訂正について ・中心核、地域核及びロードサイドの設定について ・各地区住民説明会の開催について
平成20年 2月 4日	第2回策定検討会 ・策定検討会幹事会における検討状況報告について ・各地区住民説明会の開催について
平成20年 2月15日	第2回策定委員会 ・基本構想策定における検討状況について ・各地区住民説明会の開催について
平成20年 2月25日 ～2月29日	各地区住民説明会 ・基本構想の策定について 滝根25日、大越26日、都路27日、常葉28日、船引29日
平成20年 3月27日	基本構想素案作成

平成20年度

平成20年 6月18日	第5回策定検討会幹事会 ・各地区住民説明会結果について ・基本構想素案について ・平成20年度策定作業日程について
-------------	--

平成20年 6月24日 ～ 7月31日	住民意向調査及び集計作業 対象者1,000件（市民20歳以上75歳以下から無作為抽出） 総回答数417件
平成20年 9月29日	第6回策定検討会幹事会 ・基本構想（変更方針）について ・住民意向調査結果について ・各地区住民説明・意見交換会の開催について
平成20年10月15日	第3回策定検討会 ・策定検討会幹事会における検討状況報告について ・住民意向調査等の結果について ・各地区住民説明・意見交換会の開催について
平成20年10月27日	第3回策定委員会 ・基本構想策定における検討状況について ・住民意向調査等の結果について ・各地区住民説明・意見交換会の開催について
平成20年11月13日 ～11月19日	各地区住民説明・意見交換会 ・基本構想の策定について ・住民意向調査等の結果について 滝根13日、大越14日、都路17日、常葉18日、船引19日
平成21年 1月13日	第7回策定検討会幹事会 ・各地区住民説明・意見交換会の結果について ・基本構想（案）について
平成21年 1月15日	第4回策定検討会 ・各地区住民説明・意見交換会の結果について ・基本構想（案）について
平成21年 1月16日	第4回策定委員会 ・各地区住民説明・意見交換会の結果について ・基本構想（案）について →基本構想原案の決定
平成21年 1月30日	関係市町村との意見交換会（福島県中管内） 参加市町村：郡山市、平田村、三春町、小野町 ・基本構想（案）について ・意見交換
平成21年 2月 5日	平成20年度第3回商業まちづくり推進調整会議幹事会（福島県） ・基本構想（案）について
平成21年 2月17日	市議会に基本構想（案）の説明
平成21年 3月12日	市長決裁。「田村市商業まちづくり基本構想」として決定

